



# 大津市公報

令和2年4月1日  
号外(第33号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目次

規 則	目 次
27	大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則..... 2
28	大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則..... 7
29	大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則..... 8
30	大津市技能労務職会計年度任用職員の給与に関する規則.....17
31	令和元年改正条例附則第4項の規定による住居手当に関する規則.....20
32	大津市協働を進める三者委員会の運営に関する規則の一部を改正する規則.....21
33	大津市行政組織規則の一部を改正する規則.....21
34	大津市再生可能エネルギー等利活用推進会議設置規則の一部を改正する規則.....31
35	大津市まち・ひと・しごと創生本部設置規則の一部を改正する規則.....31
36	大津市人権啓発推進本部設置規則の一部を改正する規則.....31
37	大津市男女共同参画推進委員会設置規則の一部を改正する規則.....32
38	大津市行政改革推進本部設置規則の一部を改正する規則.....32
39	大津市公共施設マネジメント推進本部設置規則の一部を改正する規則.....32
40	大津市大戸川ダム対策本部設置規則の一部を改正する規則.....32
41	大津市職員協働推進本部設置規則の一部を改正する規則.....33
42	大津市青少年対策本部設置規則の一部を改正する規則.....33
43	大津市受動喫煙防止対策推進本部設置規則の一部を改正する規則.....34
44	大津市環境施策推進本部設置規則の一部を改正する規則.....34
45	大津市生涯学習推進本部設置規則の一部を改正する規則.....34
46	大津市公の施設の使用許可等の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則.....35
47	大津市公印規則の一部を改正する規則.....35
48	大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....36
49	大津市住宅用家屋証明事務施行細則の一部を改正する規則.....37
50	大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則.....38
51	大津市職員倫理条例施行規則の一部を改正する規則.....39
52	大津市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則.....39
53	大津市職員任用規則の一部を改正する規則.....39
54	大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....40
55	大津市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則.....41
56	大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則.....41
57	大津市職員の健康管理及び安全衛生に関する規則の一部を改正する規則.....41
58	大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....42
59	大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則.....42
60	大津市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則.....43
61	大津市一般職の職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則.....43
62	大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....44
63	大津市有車両管理規則の一部を改正する規則.....45
64	大津市土地開発基金管理規則の一部を改正する規則.....45
65	大津市市税規則の一部を改正する規則.....45
66	大津市契約規則の一部を改正する規則.....49
67	大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則.....54
68	大津市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則.....55
69	大津市母子保健法施行細則の一部を改正する規則.....55
70	大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....56
71	大津市コミュニティセンターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則.....56

72 大津市木戸コミュニティセンターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則.....57  
 73 大津市滋賀里コミュニティセンターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則.....57  
 74 大津市営霊園条例施行規則の一部を改正する規則.....58  
 75 大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則.....59  
 76 道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則.....59  
 77 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....60  
 78 大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....62

規 則

大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第27号

大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間等)

第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に該当する者(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の勤務時間及びその割振りについては、一般職の職員(大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第6号。以下「条例」という。)の適用を受ける職員のうち、会計年度任用職員及び法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された職員以外の職員をいう。以下同じ。)の例による。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に該当する者(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で任命権者が定めるものとする。

3 パートタイム会計年度任用職員にあつては、日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

4 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のあるパートタイム会計年度任用職員については、前項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

5 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、4週間ごとの期間につき8日以上、週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日以上、週休日を設けることが困難であるパートタイム会計年度任用職員について、市長と協議して、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上、割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

(週休日の振替等)

第3条 任命権者は、会計年度任用職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、同条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)のうち当該週休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち、フルタイム会計年度任用職員にあつては当該期間内にある勤務日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間(以下この項において「半日勤務時間」という。)を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項に定めるもののほか、週休日の振替等については、一般職の職員の例による。

(休憩時間及び休息時間)

第4条 会計年度任用職員の休憩時間及び休息時間については、一般職の職員の例による。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第5条 任命権者は、第2条及び第3条の規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において、会計年度任用職員に外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において会計年度任用職員に前項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

(時間外勤務代休時間等)

**第6条** 会計年度任用職員の時間外勤務代休時間、休日、休日の代休日、育児又は介護を行う会計年度任用職員及び障害者である会計年度任用職員の早出遅出勤並びに育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限については、一般職の職員の例による。

(休暇の種類)

**第7条** 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次有給休暇)

**第8条** 年次有給休暇は、1の会計年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1の会計年度において、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。ただし、会計年度の中途において新たに会計年度任用職員となり、又は任期が満了することにより退職することとなる会計年度任用職員の当該年度の年次有給休暇の日数は、これらの者の継続する任用期間の初日を含む年度から現年度までの年数(以下「任用年数」という。)、勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で任命権者が別に定める日数とする。

1 週間ごとの勤務日の日数が同一である会計年度任用職員 当該会計年度任用職員の任用年数及び1週間ごとの勤務日の日数に応じて別表第1に定める日数

前号に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 当該会計年度任用職員の任用年数及び1年間の勤務日の日数に応じて別表第2に定める日数

2 前項の規定により付与される年次有給休暇の日数が、労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回るときは、同項の規定にかかわらず、当該日数の年次有給休暇を付与するものとする。

3 年次有給休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、年次有給休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

4 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。

勤務日ごとに異なる勤務時間が定められているパートタイム会計年度任用職員 勤務日1日当たりの平均勤務時間(当該会計年度の全ての勤務日の勤務時間の合計を当該勤務日の日数で除して得た時間をいう。)

前号に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 当該会計年度任用職員に割り振られた1日当たりの勤務時間

5 年次有給休暇は、任期の満了後に引き続き当該任期が満了する日の属する会計年度(以下「任期満了時の会計年度」という。)に係る会計年度任用職員として任用された場合には、当該任期が満了した時点における年次有給休暇の残日数を、当該任用された日を始期とする任期に繰り越すことができる。

6 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、任期の満了後に引き続き任期満了時の会計年度の翌会計年度(以下「翌会計年度」という。)に係る会計年度任用職員として任用された場合には、当該任期が満了した時点における年次有給休暇の残日数(当該残日数が20日を超える場合にあっては、20日)を、翌会計年度に繰り越すことができる。

7 前項の規定にかかわらず、年度途中で付与された年次有給休暇は、再度の任期の満了後に引き続き翌会計年度の次の会計年度に係る会計年度任用職員として任用された場合には、当該再度の任期が満了した時点における年次有給休暇の残日数(当該残日数が20日を超える場合にあっては、20日)を、当該付与された月から起算して2年を経過する月まで繰り越すことができる。

8 前3項の規定により残日数を繰り越す場合において、当該残日数に1日未満の端数があるときは、当該1日未満の端数についても繰り越すことができる。ただし、1時間未満の端数(前2項の規定により残日数を繰り越す場合に限る。)は、繰り越すことができない。

9 任命権者は、年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

(特別休暇)

**第9条** 特別休暇は、次の各号に掲げる事由がある場合における休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

地震、水害、火災その他の災害により会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 連続する7日の範囲内の期間

地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められ

る場合 必要と認められる期間

地震、水害、火災その他の災害時において、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 必要と認められる期間

会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合 必要と認められる期間

会計年度任用職員の親族が死亡した場合 別表第3の左欄に掲げる親族の区分に応じ、同表の右欄に定める日数の範囲内の期間

会計年度任用職員が結婚する場合、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 結婚をする予定である日から起算して7日前の日から当該結婚をした日から起算して3月を経過する日までの間における連続する5日の範囲内の期間

女子の会計年度任用職員が生理のため、その勤務が著しく困難な場合 3日以内

6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女子の会計年度任用職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間

女子の会計年度任用職員が出産した場合 出産の翌日から8週間を経過するまでの期間

妊娠中の女子の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度又は通勤に使用する交通用具の通勤時における運転環境の劣悪の程度が母体又は胎児の健康保持に支障を与える程度に及び認められる場合 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内

会計年度任用職員が生後満1年に達しない子(条例第8条の3第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この号、第16号、第17号及び第20号並びに別表第3において同じ。)を育てる場合 1日につき60分以内の期間(1回につき30分を単位として分割することができる。)。ただし、男子の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該子を委託することができない者に限る。)若しくは同号に規定する養子縁組里親である者を含む。)が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)若しくは人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)第22条第8号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日につき60分から当該承認又は請求に係る期間の時間数を差し引いた時間数以内の期間(当該承認又は請求に係る期間と同一の期間を除くものとし、分割することもできる。)とする。

妊娠中又は出産後1年以内の女子の会計年度任用職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合 必要と認められる期間

会計年度任用職員の負傷又は疾病(予防注射又は予防接種による著しい発熱等の場合を含む。)で、医師の診断書等により勤務することが困難であると認められる場合 1日又は1時間を単位として1の会計年度において90日以内(当該負傷又は疾病の状態にある期間に週休日又は休日を含むときは、当該週休日又は休日の日数を含めて90日以内とし、大津市職員の健康管理及び安全衛生に関する規則(昭和50年規則第8号)第12条第1項の規定に基づき療養命令を受けた者にあつては、当該年度内において既に受けた当該療養命令の期間を90日から差し引いた期間を限度とする。)。ただし、任期の満了後に引き続き翌会計年度に係る会計年度任用職員として任用された場合であつて当該負傷又は疾病(人工透析による通院治療を要するものを除く。以下この号において「負傷等」という。)が翌会計年度に継続し、又は当該負傷等が任期満了時の会計年度に治癒し、翌会計年度において治癒後3か月以内に同一の負傷等に起因する疾病が再発したときは、当該負傷等に係る当該任期満了時の会計年度内において既に受けた休暇期間は、翌会計年度において受けた休暇期間とみなす。

妊娠中の女子の会計年度任用職員が妊娠に起因する障害(つわりに限る。)のため勤務することが著しく困難である場合 1日又は1時間を単位として7日以内

会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間ごとに勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。次号において同じ。)が小学校就学前の子(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))の子で同居しているものを含む。次号において同じ。)の看護(負傷し、又は疾病にかかった者の世話をを行うことをいう。以下この号及び次号において同じ。)のため又は当該子に予防接種、健康診査若しく

は健康診断(次号において「予防接種等」という。)を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日又は1時間を単位として1の会計年度において5日(小学校就学前の子が2人以上の場合にあつては、10日)

会計年度任用職員が要介護者(条例第14条第1項に規定する要介護者をいう。以下同じ。)の介護(要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話を含む。)をするため、配偶者、父母、子(小学校就学前の子を除く。)、配偶者の父母若しくは大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成7年規則第23号)第14条第1項に規定する者(小学校就学前の配偶者の子を除く。)(以下「配偶者等」という。)の看護のため又は中学校就学の始期に達するまでの子(小学校就学前の子を除く。)に予防接種等を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日又は1時間を単位として1の会計年度において5日(要介護者又は配偶者等(要介護者である者を除く。))が2人以上の場合にあつては、10日)

会計年度任用職員が公務上における負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)による負傷若しくは疾病の状態にある場合 医師の診断書等により任命権者が必要と認める期間

会計年度任用職員(次に掲げる会計年度任用職員に限る。)が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の会計年度の原則として6月15日から9月30日までの期間内において、次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ定める日数の範囲内の期間

ア 1週間の勤務日が4日とされている会計年度任用職員又は週以外の期間ごとに勤務日が定められている

会計年度任用職員で1年間の勤務日が169日から216日までであるもの 3日

イ 1週間の勤務日が5日とされている会計年度任用職員又は週以外の期間ごとに勤務日が定められている

会計年度任用職員で1年間の勤務日が217日以上であるもの 4日

会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢<sup>しゆうせう</sup>血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

2 1日を単位とする前項第14号から第17号までの休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。

3 前条第4項の規定は、1時間を単位として使用した第1項第14号から第17号までの休暇を日に換算する場合について準用する。

4 第1項第16号及び第17号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該1時間未満の端数の全てを使用することができる。

5 第1項各号の休暇は、有給の休暇とする。ただし、同項第8号から第10号まで、第12号、第14号から第17号まで及び第20号に掲げる特別休暇(同項第14号に掲げる特別休暇(1週間の勤務時間(勤務日ごとに異なる勤務時間が定められている会計年度任用職員にあつては、当該会計年度の全ての勤務日の勤務時間の合計を52で除して得た時間をいう。))が30時間以上とされている会計年度任用職員に係るものに限る。)のうち、その期間が10日以内のものを除く。)については、無給の休暇とする。

(介護休暇)

**第10条** 介護休暇は、次の各号のいずれにも該当する会計年度任用職員が要介護者の介護をするため、任命権者が、当該会計年度任用職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

引き続き在職した期間が1年以上である会計年度任用職員

指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任用の期間が満了し、再び任用されないことが明らかでない会計年度任用職員

1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間ごとに勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの

2 前項に規定するもののほか、介護休暇の取扱いについては、一般職の職員の例による。

(介護時間)

**第11条** 介護時間は、次の各号のいずれにも該当する会計年度任用職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、その任期内(当該任期の初日前に当該会計年度任用職員が本市の職員として引き続き在職していた期間内において、この条及び条例第15条の規定による介護時間

を取得したことがある場合にあっては、当該介護時間を取得した初日から連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内に限る。)において、1日の勤務時間(当該1日の所定の勤務時間が6時間15分以上である場合に限る。)の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

引き続き在職した期間が1年以上である会計年度任用職員

1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間ごとに勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの

2 前項に規定するもののほか、介護時間の取扱いについては、一般職の職員の例による。

(特別休暇等の請求等)

**第12条** 特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認及び休暇の請求等の手続については、一般職の職員の例による。

(勤務時間等の規定についての特別の定め)

**第13条** 任命権者は、当該会計年度任用職員の職務の特殊性その他の事情により、第2条から前条までの規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、市長と協議の上、勤務時間、休暇等について別段の定めをすることができる。

(委任)

**第14条** この規則に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項は、任命権者が定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 別表第1(第8条関係)

任用年数	1週間ごとの勤務日の日数				
	1日	2日	3日	4日	5日
1年	1日	3日	5日	7日	10日
2年	2日	4日	6日	8日	11日
3年	2日	4日	6日	9日	12日
4年	2日	5日	8日	10日	14日
5年	3日	6日	9日	12日	16日
6年	3日	6日	10日	13日	18日
7年以上	3日	7日	11日	15日	20日

#### 別表第2(第8条関係)

任用年数	1年間の勤務日の日数				
	48日から 72日まで	73日から 120日まで	121日から 168日まで	169日から 216日まで	217日以上
1年	1日	3日	5日	7日	10日
2年	2日	4日	6日	8日	11日
3年	2日	4日	6日	9日	12日
4年	2日	5日	8日	10日	14日
5年	3日	6日	9日	12日	16日
6年	3日	6日	10日	13日	18日
7年以上	3日	7日	11日	15日	20日

#### 別表第3(第9条関係)

親族	日数
配偶者	10日
父母	7日
子	5日
祖父母	3日(会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の継承を受ける場合にあっては、7日)
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日(会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の継承を受ける場合にあっては、7日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日)
子の配偶者又は配偶者の子	1日(会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日

備考 葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合は、実際に要した往復日数を加算することができる。

大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

**大津市規則第28号**

大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年条例第21号。以下「条例」という。)第2条の規定による採用及び同条から条例第4条までの規定により採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めた採用の公正の確保)

**第2条** 任命権者は、条例第2条の規定に基づき、選考により、任期を定めて職員を採用する場合には、性別その他選考される者の属性を基準とすることなく、及び情実人事を求める圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けることなく、選考される者について従事させようとする業務に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識見の有無をその者の資格、経歴、実務の経験等に基づき、経歴評定その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならないものとする。

(特定任期付職員の号給の決定)

**第3条** 特定任期付職員(条例第7条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。)の同項の給料表の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は、次の各号に定めるとおりとする。

- 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給
- 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給
- 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給
- 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給

特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給

極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で

重要なものに従事する場合 6号給

(特定任期付職員業績手当)

**第4条** 条例第7条第3項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第2項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。

**第5条** 特定任期付職員業績手当は、12月1日(以下「基準日」という。)に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間(特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間)にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則(昭和32年規則第22号)第23条の2に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。

(一般任期付職員の級別資格基準表の適用方法等の特例)

**第6条** 条例第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「一般任期付職員」という。)であつて、その者が有する専門的な知識経験、従事する業務等に照らして、大津市職員任用規則(平成6年規則第39号)第3条に規定する採用試験の結果により採用された者に相当する者として市長が認めたものについては、大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和61年規則第23号。以下「初任給等規則」という。)別表第2に定める級別資格基準表(以下「級別資格基準表」という。)の試験欄の正規の試験の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。

2 一般任期付職員に対して初任給等規則第5条第1項の規定を適用する場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、級別資格基準表の必要経験年数とすることができる。

(一般任期付職員の号給の決定の特例)

**第7条** 新たに一般任期付職員となった者の号給は、採用の日の前日から、級別資格基準表を適用する場合における当該職員の経験年数に相当する期間を遡った日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該遡った日において、初任給等規則別表第6に定める初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)を適用して得られる初任給(前条第1項の規定の適用を受ける職員にあつては、同項の規定による級別資格基準表の区分と同一の初任給基準表の試験欄の区分を適用して得られる初任給)を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該採用の日に受けることとなる号給を超えない範囲内で決定することができる。

(一般任期付職員の在級年数の取扱い)

**第8条** 一般任期付職員に級別資格基準表を適用する場合において、前条の規定の適用を受けて号給を決定された者については、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ市長の承認を得て定める期間をその者の在級年数として通算することができる。

(その他)

**第9条** この規則に定めるもののほか、任期付職員の採用及び給与の特例について必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

#### 大津市規則第29号

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、別に定めがあるもののほか、大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(一般のフルタイム会計年度任用職員の職務)

**第2条** フルタイム会計年度任用職員(条例第1条に規定する一般の会計年度任用職員である者に限る。以下同じ。)であつて、条例第3条第1項の適用を受ける者(以下「一般のフルタイム会計年度任用職員」という。)の職務は、当該一般のフルタイム会計年度任用職員の職務の内容に応じ、職別標準基準表(別表第1)に定める職務の区分に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、同表に定めるとおりとする。

(一般のフルタイム会計年度任用職員の号給の決定)

**第3条** 新たに一般のフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の区分に応じ、任用時格付基準表(別表第2)の基準号給欄に定める号給とする。

(経験年数による号給の調整)

**第4条** 一般のフルタイム会計年度任用職員となった次の各号に掲げる者のうち、当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、前条の規定による号給の号数に当該経験年数の月数を12月で除した数に4を乗じて得た数を加えて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を号数とする号給(当該号給が任用時格付基準表の上限号給欄に定める号給を超えるときは、当該上限号給欄に定める号給)とすることができる。

高度の知識又は経験を必要とする職務、資格を必要とする職務等に従事し、市長が相当と認める者 本市の職員又は民間における企業体、団体等の職員として同種の職務に従事した経験年数

前号に掲げる者以外の者 任用された日の前日から起算して8年前までの間に本市の職員として同種の職務に従事した経験年数

2 前項及び次条の経験年数は、別表第3の左欄に掲げる勤務形態の区分に応じ、同表右欄に定める換算率に基づき算出するものとする。

(再任の場合の特例)

**第5条** 4月1日に任用された一般のフルタイム会計年度任用職員のうち、任用の日の前日から引き続き同一と認められる職務に従事することとされるもの(以下「再任フルタイム会計年度任用職員」という。)の号給は、前条第1項の規定にかかわらず、同日における号給の号数に直近の本市のフルタイム会計年度任用職員として在職した期間に係る経験年数の月数を12月で除した数に4(福祉職給料表の適用を受ける者にあつては、1)を乗じて得た数を加えた数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を号数とする号給(当該号給が任用時格付基準表の上限号給欄に定める号給を超えるときは、当該上限号給欄に定める号給)とすることができる。

(特殊な経験等を有する者の号給)

**第6条** 特殊な経験等を有する者を任用する場合において、号給の決定について前2条の規定による場合には著しく他の一般のフルタイム会計年度任用職員との均衡を失すると認めるときは、これらの規定にかかわらず、他の一般のフルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮し、あらかじめ市長の承認を得てその者の号給を決定することができる。

(期末手当の支給を受けるフルタイム会計年度任用職員)

**第7条** 条例第5条第1項において準用する大津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第21号。以下「給与条例」という。)第20条第1項前段の規定により期末手当の支給を受けるフルタイム会計年度任用職員は、同項に規定するそれぞれの基準日(以下「基準日」という。)に在職するフルタイム会計年度任用職員(条例第5条第1項において準用する給与条例第20条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げるフルタイム会計年度任用職員以外のフルタイム会計年度任用職員とする。

無給休職者(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされているフルタイム会計年度任用職員のうち、給与の支給を受けていないものをいう。)

刑事休職者(法第28条第2項第2号の規定に該当して休職にされているフルタイム会計年度任用職員をいう。)

公社職員等休職者(大津市職員の分限に関する条例(昭和26年条例第32号。以下「分限条例」という。)第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当して休職にされているフルタイム会計年度任用職員をいう。)

停職者(法第29条の規定により停職にされているフルタイム会計年度任用職員をいう。)

専従休職者(専従許可を受けているフルタイム会計年度任用職員をいう。)

地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をしているフルタイム会計年度任用職員のうち、大津市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)第7条第1項に規定する職員以外のフルタイム会計年度任用職員

本市の常勤の職員であったフルタイム会計年度任用職員のうち、当該常勤の職員として当該基準日に係る期末手当の支給を受けることができる者

2 次の各号に掲げる者は、条例第5条第1項において準用する給与条例第20条第1項のそれぞれの日に在職するフルタイム会計年度任用職員とする。

基準日に新たにフルタイム会計年度任用職員となった者

基準日に退職又は死亡したフルタイム会計年度任用職員

**第8条** 条例第5条第1項において準用する給与条例第20条第1項後段に規定する市長が定める職員は、次の各号に掲げるフルタイム会計年度任用職員とし、これらのフルタイム会計年度任用職員には、期末手当を支給しない。

その退職し、又は死亡した日において前条第1項各号のいずれかに該当するフルタイム会計年度任用職員であった者

その退職の後基準日までの間においてフルタイム会計年度任用職員又は第11条第1項第6号に掲げる者(当該基準日に期末手当の支給を受ける者に限る。)として在職する者

**第9条** 基準日前1か月以内において条例の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員としての退職が2回以上あるものについて前条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い退職のみをもって当該退職とする。

(期末手当に係る在職期間)

**第10条** 条例第5条第1項において準用する給与条例第20条第2項に規定する在職期間は、条例の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

第7条第1項第4号及び第5号に掲げるフルタイム会計年度任用職員として在職した期間については、その全期間

育児休業法第2条の規定により育児休業をしているフルタイム会計年度任用職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1か月以下であるフルタイム会計年度任用職員を除く。)として在職した期間については、その2分の1の期間

休職にされていた期間については、その2分の1の期間

任命権者が市長と協議して定める事由に該当し、勤務しなかった期間

3 公務傷病等による休職者(条例第19条において準用する給与条例第22条第1項の規定の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員をいう。以下同じ。)又は分限条例第2条第1項第3号若しくは第4号の規定による休職者であった期間については、前項の規定にかかわらず、除算は行わない。

**第11条** 基準日以前6か月以内の期間において、次の各号に掲げる者(第1号から第4号までに掲げる者にあつては、1週間当たりの勤務時間が30時間以上の者に限る。)が引き続き条例の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった場合には、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第1項の在職期間に算入する。

条例の適用を受ける会計年度任用職員

給与条例の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)

大津市教育公務員の給与に関する条例(昭和32年条例第22号)の適用を受ける職員

大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年条例第53号)の適用を受ける職員

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者

前各号に定めるもののほか、市長が認める職員

2 前項の期間の算定については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(一時差止処分に係る在職期間)

**第12条** 条例第5条第1項において準用する給与条例第20条の2及び第20条の3に規定する在職期間は、条例の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員として在職した期間とする。

2 前条第1項各号に掲げる者が引き続き条例の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

(一時差止処分の手続)

**第13条** 市長は、条例第5条第1項において準用する給与条例第20条の3第1項の規定による一時差止処分(以下「一時差止処分」という。)を行った場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

2 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けた者の所在を知ることができない場合においては、その内容を公告することをもってこれに代えることができるものとし、公告した日から2週間を経過した時に文書の交付があったものとみなす。

(一時差止処分の取消しの申立ての手続等)

**第14条** 条例第5条第1項において準用する給与条例第20条の3第2項の規定による一時差止処分の取消しの申立ては、その理由を明示した書面で、市長に対して行わなければならない。

(一時差止処分の取消しの通知)

**第15条** 市長は、一時差止処分を取り消した場合は、当該一時差止処分を受けた者に対し、速やかに、理由を付してその旨を書面で通知しなければならない。

(審査請求等の教示)

**第16条** 条例第5条第1項において準用する給与条例第20条の3第5項に規定する説明書には、一時差止処分に

ついて、市長に対して審査請求をすることができる旨及び審査請求期間並びに市を被告として取消訴訟を提起することができる旨及び出訴期間を記載しなければならない。

( 期末手当の支給日 )

**第17条** 期末手当の支給日は、別表第4の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。

( 期末手当基礎額の計算 )

**第18条** 条例第5条第1項において準用する給与条例第20条第2項の期末手当基礎額を算出する場合において、フルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額(以下「給与月額」という。)は、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定めるところによる。

条例第7条において準用する給与条例第12条、大津市職員の育児休業等に関する条例第23条又は大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年規則第27号。以下「勤務時間規則」という。)

第10条第2項若しくは第11条第2項の規定に基づき給与が減額される場合 減額前の給与月額

勤務時間規則第9条第5項の規定に基づき無給とされる特別休暇を取得した場合 当該特別休暇を取得しなかった場合における給与月額

大津市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和26年条例第33号)の規定に基づき給与を減額される場合 減額前の給与月額

2 条例第5条第1項において準用する給与条例第20条第2項の期末手当基礎額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該期末手当基礎額とする。

( 期間の計算 )

**第19条** 期末手当の期間の計算については、次の各号に掲げるところによる。

第10条第2項各号に規定する期間の除算は、一括して月により行うものとする。

期間の計算は、月は月の対応日によるものとし、日を月に換算する場合には30日をもって1月とし、時間を日に換算する場合にはその者の勤務時間規則で定める週休日を除いた1日の平均勤務時間をもって1日とする。

( 技術的読替え )

**第20条** 条例第7条の規定により給与条例第6条、第7条、第9条の3、第10条から第17条の2まで及び第19条の規定を準用する場合には、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条第4項	前条第1項	大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第19号。以下「会計年度任用職員給与等条例」という。)第7条において準用する給与条例第6条第1項
	勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく	当該フルタイム会計年度任用職員(法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に該当する者をいう。以下同じ。)について定められた
第10条第2項第2号ア(7)	規則で定める職員	月の途中で任用され、又は任期が満了することとなるフルタイム会計年度任用職員(任命権者が市長と協議して定める者を除く。第2号イ(7)において同じ。)
	その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額	その額を21で除して得た額(1円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額。同号イ(7)において同じ。)に通勤回数を乗じて得た額
第10条第2項第2号イ(7)	規則で定める職員	月の途中で任用され、又は任期が満了することとなるフルタイム会計年度任用職員
	その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額	その額を21で除して得た額に通勤回数を乗じて得た額

第10条第5項	6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車又は自転車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)	会計年度任用職員給与等条例第10条第1号に定める一般職の職員(以下「一般職の職員」という。)の例により任命権者が定める期間(月の途中で任用された日又は任期が満了することとなる日の属する月にある場合は、当該月において任用されている期間)
第12条	勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇	任命権者が定める休日又は当該休日に代わる代休日である場合、年次有給休暇又は特別休暇(有給のものに限る。)
	前条	会計年度任用職員給与等条例第7条において準用する給与条例第11条
第14条第1項	第11条	会計年度任用職員給与等条例第7条において準用する給与条例第11条
第14条第1項第1号	第17条	会計年度任用職員給与等条例第7条において読み替えて準用する給与条例第17条
第14条第2項	勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により	任命権者が定めるところにより、あらかじめ
	第11条	会計年度任用職員給与等条例第7条において準用する給与条例第11条
第14条第4項	勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく	任命権者が定める
	、勤務時間条例第5条の規定により	、任命権者が定めるところにより
	第11条	会計年度任用職員給与等条例第7条において準用する給与条例第11条
第14条第4項第2号	勤務時間条例第5条の規定により	任命権者が定めるところにより
第14条第5項	勤務時間条例第8条の2第1項に規定する	任命権者が定めるところにより
第14条第5項第1号	第11条	会計年度任用職員給与等条例第7条において準用する給与条例第11条
第14条第5項第2号	勤務時間条例第5条の規定により	任命権者が定めるところにより
	第11条	会計年度任用職員給与等条例第7条において準用する給与条例第11条

第16条	第11条	会計年度任用職員給与等条例第7条において準用する給与条例第11条
第17条	祝日法による休日等(勤務時間条例第3条第1項又は第4条第1項の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、祝日法による休日が勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、規則で定める日。第18条の2第1項において同じ。)	任命権者が定める休日等
	第11条	会計年度任用職員給与等条例第7条において準用する給与条例第11条
第17条の2	第12条	会計年度任用職員給与等条例第7条において準用する第12条
	第14条、第16条又は前条	会計年度任用職員給与等条例第7条において読み替えて準用する給与条例第14条、第16条又は第17条
第19条	扶養手当及び地域手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当及び災害派遣手当	地域手当及び休日勤務手当

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

**第21条** 通勤手当の支給は、フルタイム会計年度任用職員が条例第7条において準用する給与条例第10条第1項の職員(以下「通勤手当被支給職員」という。)たる要件が具備されるに至った場合においてはその事実の生じた日から開始し、通勤手当を支給されているフルタイム会計年度任用職員が離職し、又は死亡した場合においてはその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されているフルタイム会計年度任用職員が通勤手当被支給職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日をもって終わる。

2 前項に定めるもののほか、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当の支給については、一般職の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出等)

**第22条** フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出及び給与の減額並びに特殊勤務手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給については、一般職の職員の例による。

(特殊な専門的知識を必要とする業務に従事するパートタイム会計年度任用職員)

**第23条** 条例第8条第4項の特殊な専門的知識を必要とする業務に従事するパートタイム会計年度任用職員であって規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 弁護士
- 行政不服審査の審理員
- いじめ対策相談調査専門員(弁護士である者を除く。)
- 産業医
- 歯科医師
- 思春期精神保健カウンセラー
- 特定感染症カウンセラー
- 臨床検査技師(特定感染症検査業務を行う者に限る。)
- 助産師(特定感染症相談業務を行う者に限る。)
- 看護師(特定感染症相談業務を行う者に限る。)
- 国際交流員
- 前各号に掲げる者のほか、任命権者が市長と協議して定める者

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給方法)

**第24条** 条例第9条第1項に規定する規則で定める期日は、月額報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員にあってはその月の20日とし、日額報酬又は時間額報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員にあっては翌月20日とする。ただし、これらの日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、これらの日前においてこれらの日に最も近い同法による休日、日曜日又は土曜

日でない日とする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

**第25条** 第7条から第19条までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給について準用する。この場合において、第7条中「第5条第1項」とあるのは「第18条第1項」と、第8条中「第5条第1項」とあるのは「第18条第1項」と、同条第1号中「前条第1項各号」とあるのは「第25条において読み替えて準用する第7条第1項各号」と、同条第2号中「第11条第1項第6号」とあるのは「第25条において読み替えて準用する第11条第1項第6号」と、第9条中「前条」とあるのは「第25条において読み替えて準用する第8条」と、第10条第1項中「第5条第1項」とあるのは「第18条第1項」と、同条第2項第1号中「第7条第1項第4号及び第5号」とあるのは「第25条において読み替えて準用する第7条第1項第4号及び第5号」と、第11条第1項中「前条第1項」とあるのは「第25条において読み替えて準用する第10条第1項」と、同条第2項中「前条第2項及び第3項」とあるのは「第25条において読み替えて準用する第10条第2項及び第3項」と、第12条第1項中「第5条第1項」とあるのは「第18条第1項」と、同条第2項中「前条第1項各号」とあるのは「第25条において読み替えて準用する第11条第1項各号」と、第13条第1項、第14条及び第16条中「第5条第1項」とあるのは「第18条第1項」と、第18条第1項中「第5条第1項」とあるのは「第18条第1項」と、「給料及び地域手当の月額(以下「給与月額」という。）」とあるのは「報酬月額」と、同項第1号中「第7条において準用する給与条例第12条」とあるのは「第11条」と、「給与が」とあるのは「報酬が」と、「給与月額」とあるのは「報酬月額」と、同項第2号中「給与月額」とあるのは「報酬月額」と、同項第3号中「給与を」とあるのは「報酬を」と、「給与月額」とあるのは「報酬月額」と、同条第2項中「第5条第1項」とあるのは「第18条第1項」と、第19条第1号中「第10条第2項各号」とあるのは「第25条において読み替えて準用する第10条第2項各号」と読み替えるものとする。

(給料月額の加算を受ける職員)

**第26条** 条例別表第2福祉職給料表 備考第2項の規則で定める特別の事情があると認められる保育士は、次に掲げる者とする。

大津市子育て総合支援センターに勤務する者

大津市立障害者通所施設に勤務する者

市立保育所に勤務し、勤務日ごとに勤務時間帯が異なる者

2 条例別表第2福祉職給料表 備考第2項の規則で定める特別の事情があると認められる者は次の各号に掲げる者とし、その者の同項の規則で定める額は当該各号に定める額とする。

7月1日から8月31日までの間の保育に従事する者 4,200円

勤務日ごとに勤務時間帯が異なる者 3,000円

3 条例別表第2福祉職給料表 備考第2項の規則で定める特別の事情があると認められる者は次の各号に掲げる者とし、その者の同項の規則で定める額は当該各号に定める額とする。

7月1日から8月31日までの間の保育に従事する者 4,200円

指導的立場にあると市長が認める者 10,000円

4 条例別表第5教育職給料表備考の規則で定めるものは、教育機関、大津市コミュニティセンター、大津市子ども発達相談センターその他市長が別に定めるものとする。

(その他)

**第27条** この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、その都度任命権者が市長と協議して定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和10年3月31日までの間は、第4条第1項第2号中「職員」とあるのは、「職員(臨時的任用職員にあっては、大津市立児童クラブに勤務していた者に限る。）」とする。

**別表第1(第2条関係)**

ア 行政職給料表職別標準基準表

職務の区分	標準的な職務
1種	事務補助員(定型的な業務を行う者をいう。以下同じ。)、司書補助員及びスクールサポートスタッフの職務
2種	技能・経験職員(専門的な業務及び相談窓口に関する業務を行う者をいう。)、有害鳥獣駆除作業員及び早朝せり監視員の職務

3種	建築技術補助員、施設管理技術員、産業化支援統括コーディネーター、介護予防・日常生活支援総合事務担当員、介護給付適正化調査員、学校図書司書、図書館司書、教育情報システム管理員、文化財調査員及び学芸員の職務
4種	消費生活相談員の職務

イ 福祉職給料表 職別標準基準表

職務の区分	標準的な職務
1種	保育士の職務
2種	介護福祉士、障害福祉窓口業務員、手話通訳者、保育アドバイザー、児童厚生員及び生活福祉支援業務員の職務
3種	母子・父子自立支援員、障害児相談支援員、家庭児童相談員（児童虐待対応の業務を行う者を除く。）及び子育て支援員の職務
4種	障害者虐待対応員、地域型保育支援員、家庭児童相談員（児童虐待対応の業務を行う者に限る。）及び女性相談員の職務
5種	家庭相談スーパーバイザーの職務

ウ 福祉職給料表 職別標準基準表

職務の区分	標準的な職務
1種	児童クラブの補助員（天津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第63号）第10条第3項各号のいずれかに該当する者（以下「資格保有者等」という。）を除く。）の職務
2種	児童クラブの補助員（資格保有者等に限る。）の職務

エ 福祉職給料表 職別標準基準表

職務の区分	標準的な職務
1種	放課後児童支援員（天津市立児童クラブに市長が別に定める期間の勤務経験を有する者（以下「児童クラブ経験者」という。）を除く。）の職務
2種	放課後児童支援員（児童クラブ経験者に限る。）の職務

オ 医療技術職給料表職別標準基準表

職務の区分	標準的な職務
1種	栄養士、歯科衛生士、はり師及びきゅう師の職務
2種	食品衛生監視員、管理栄養士、診療放射線技師及び作業療法士の職務
3種	薬剤師の職務
4種	獣医師の職務

カ 看護保健職給料表職別標準基準表

職務の区分	標準的な職務
1種	准看護師、障害認定審査会内容点検員及び介護認定審査会内容点検員の職務

2種	看護師(大津市立障害者通所施設に勤務する者を除く。)及び介護認定調査員の職務
3種	保健師、助産師、看護師(大津市立障害者通所施設に勤務する者に限る。)、介護支援専門員、保育園保健担当員及びいのちをつなぐ相談員の職務
4種	発達相談員の職務

## キ 教育職給料表職別標準基準表

職務の区分	標準的な職務
1種	学校生活支援員、子育て支援指導員及び森林環境学習指導員の職務
2種	生涯学習専門員、幼稚園非常勤講師、幼稚園養護教諭及び小中学校養護教諭の職務
3種	学園連携職員、幼児教育相談員、生徒指導等専門員、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、不登校対策指導員、適応指導教室指導員、特別支援教育指導員、ICT活用指導員、若手教員育成指導員、社会教育指導員、科学館指導員、青少年健全育成非行防止相談員、学校支援アドバイザー及び教育活動専門員の職務

## 別表第2(第3条関係)

## ア 行政職給料表任用時格付基準表

職務の区分	基準号給	上限号給
1種	1	9
2種	13	29
3種	17	33
4種	25	41

## イ 福祉職給料表 任用時格付基準表

職務の区分	基準号給	上限号給
1種	1	17
2種	9	25
3種	17	33
4種	29	45
5種	33	49

## ウ 福祉職給料表 任用時格付基準表

職務の区分	基準号給	上限号給
1種	1	9
2種	10	18

## エ 福祉職給料表 任用時格付基準表

職務の区分	基準号給	上限号給
-------	------	------

1種	1	10
2種	11	30

オ 医療技術職給料表任用時格付基準表

職務の区分	基準号給	上限号給
1種	1	17
2種	9	25
3種	21	37
4種	29	45

カ 看護保健職給料表任用時格付基準表

職務の区分	基準号給	上限号給
1種	1	17
2種	17	33
3種	21	37
4種	25	41

キ 教育職給料表任用時格付基準表

職務の区分	基準号給	上限号給
1種	1	9
2種	9	25
3種	13	29

別表第3(第4条関係)

勤務形態の区分	換算率
1週間当たりの勤務時間が30時間以上	100 / 100以下
1週間当たりの勤務時間が7時間45分以上30時間未満	50 / 100以下
1週間当たりの勤務時間が7時間45分未満	0

備考 事務補助員、司書補助員及びスクールサポートスタッフに相当する職務に従事した期間に係る換算率は、行政職給料表職別標準基準表の1種の職務の区分に該当する者を除き、この表の換算率に50 / 100を乗じて得た数とする。

別表第4(第17条関係)

基準日	支給日
6月1日 12月1日	6月30日 12月15日

大津市技能労務職会計年度任用職員の給与に関する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

**大津市規則第30号**

大津市技能労務職会計年度任用職員の給与に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第19号。以下「条例」という。)第22条第2項の規定に基づき、技能労務職会計年度任用職員の給与について、必要な事項を定めるものとする。

(技能労務職会計年度任用職員の定義)

**第2条** この規則において「技能労務職会計年度任用職員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第26号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のうち、次の各号に掲げる者をいう。

自動車運転士  
環境整備員  
用務員  
調理員

(フルタイム技能労務職会計年度任用職員の給料)

**第3条** 技能労務職会計年度任用職員のうち、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に該当する者(以下「フルタイム技能労務職会計年度任用職員」という。)の給料は、技能労務職給料表(別表第1)によるものとする。

(フルタイム技能労務職会計年度任用職員の号給の決定)

**第4条** 新たにフルタイム技能労務職会計年度任用職員となった者の号給は、職種別基準表(別表第2)に掲げるところにより決定する。

2 前項に定めるもののほか、号給の決定については、条例第3条に規定するフルタイム会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の例による。

(パートタイム技能労務職会計年度任用職員の給料)

**第5条** 技能労務職会計年度任用職員のうち、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に該当する者(以下「パートタイム技能労務職会計年度任用職員」という。)の給料の額は、次の各号に掲げる給料の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

月額をもって定める給料 基準月額に、当該給料を受けるパートタイム技能労務職会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間数を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額

日額をもって定める給料 基準月額を21で除して得た額に、当該給料を受けるパートタイム技能労務職会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間数を7.75で除して得た数を乗じて得た額

1時間当たりの額をもって定める給料 基準月額を162.75で除して得た額

2 前項各号による給料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 第1項各号の「基準月額」とは、同項各号の給料を受けるパートタイム技能労務職会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が38時間45分であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験等を照らして前2条の規定を適用して得た額とする。

(パートタイム技能労務職会計年度任用職員の通勤手当)

**第6条** パートタイム技能労務職会計年度任用職員の通勤手当については、条例第8条に規定するパートタイム会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の通勤に係る費用弁償の例による。

(パートタイム技能労務職会計年度任用職員の期末手当)

**第7条** パートタイム技能労務職会計年度任用職員の期末手当については、パートタイム会計年度任用職員の例による。

(特殊勤務手当等)

**第8条** 特殊勤務手当及び宿日直手当については、大津市技能労務職員の給与に関する規則(昭和55年規則第2号)の適用を受ける職員の例による。

(その他の給与の額)

**第9条** 条例第22条第1項に規定する給与のうち給料及びこの規則に定める手当以外の給与の額は、フルタイム会計年度任用職員の例による。

(給与の支給日及び支給方法)

**第10条** 給与の支給日及び支給方法は、次の各号に掲げる技能労務職会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める職員の例による。

フルタイム技能労務職会計年度任用職員 フルタイム会計年度任用職員

パートタイム技能労務職会計年度任用職員 パートタイム会計年度任用職員

(給与の減額等)

**第11条** 給与の減額、退職者の給与等については、前条の規定を準用する。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**別表第1** (第3条関係)

技能労務職給料表

号給	給料月額(円)
1	146,100
2	147,200
3	148,400
4	149,500
5	150,600
6	151,700
7	152,800
8	153,900
9	154,900
10	156,300
11	157,600
12	158,900
13	160,100
14	161,600
15	163,100
16	164,700
17	165,900
18	167,400
19	168,900
20	170,400
21	171,700
22	174,400
23	177,000
24	179,600
25	182,200
26	183,900
27	185,500
28	187,200

29	188,700
30	190,400
31	192,200
32	193,900
33	195,500

## 別表第2(第4条関係)

## 職種別基準表

職務の区分	基準号給	上限号給
用務員(市立学校又は市立保育所若しくは大津市立障害者通所施設に勤務する者のうち調理補助の業務に従事するもの(以下「市立学校等用務員」という。)を除く。)	1	9
調理員(市立小学校及び中学校に勤務する者(以下「小学校等調理員」という。)に限る。)		
自動車運転士	13	29
環境整備員		
用務員(市立学校等用務員に限る。)		
調理員(小学校等調理員を除く。)	17	33

令和元年改正条例附則第4項の規定による住居手当に関する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

## 大津市規則第31号

令和元年改正条例附則第4項の規定による住居手当に関する規則

(適用除外職員)

**第1条** 大津市一般職の職員の給与に関する条例及び大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(令和元年条例第48号。以下「改正条例」という。)附則第4項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

改正条例第2条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において同条の規定による改正前の大津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第21号。以下「改正前条例」という。)第9条の4第1項に該当していた職員であって、同条の規定を適用するとしたならば同条第1項に該当しないこととなる職員

改正条例附則第4項に規定する旧手当額が2,000円以下となる職員

前2号に掲げる職員に準ずる職員として市長が定める職員

(家賃の月額に変更があった場合の旧手当額)

**第2条** 改正条例附則第4項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前条例第9条の4第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。

変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた改正条例附則第4項の規定による住居手当の月額の算出の基礎となった家賃の月額(以下この号及び次号において「旧家賃月額」という。)より高い場合 旧家賃月額

変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合 変更後の家賃の月額

(確認及び決定)

**第3条** 任命権者は、施行日の前日に改正前条例第9条の4の規定により支給されていた住居手当に係る事実（令和2年3月2日から施行日までの間における当該住居手当に係る家賃の月額の変更を含む。）を確認し、当該住居手当を受けていた職員が改正条例附則第4項の職員たる要件を具備する場合は、施行日において支給すべき同項の規定による住居手当の月額を決定しなければならない。

（支給の始期及び終期）

**第4条** 改正条例附則第4項の規定による住居手当の支給は、令和2年4月から開始し、職員が同項の職員たる要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）又は令和3年3月のいずれか早い月をもって終わる。

（準用）

**第5条** 大津市一般職の職員の住居手当に関する規則（昭和46年規則第1号。以下「住居手当規則」という。）第4条から第9条（第7条第1項を除く。）の規定は、改正条例附則第4項の規定による住居手当の支給について準用する。この場合において、住居手当規則第4条中「新たに条例第9条の4第1項の職員（以下「住居手当被支給職員」という。）たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していること」とあるのは「大津市一般職の職員の給与に関する条例及び大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和元年条例第48号。以下「改正条例」という。）附則第4項の規定による住居手当を受けている職員は、その居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合には、当該変更に係る事実」と、「住居手当被支給職員が」とあるのは「当該職員が」と、「場合又は住居若しくは家賃の額等に変更があった場合」とあるのは「場合」と、住居手当規則第5条第1項中「住居手当被支給職員」とあるのは「改正条例附則第4項の職員」と、「決定し、又は改定」とあるのは「改定」と、同条第2項中「前項」とあるのは「令和元年改正条例附則第4項の規定による住居手当に関する規則（令和2年規則第31号）第3条又は前項」と、住居手当規則第7条第2項中「改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する」とあるのは「改定する」と、住居手当規則第9条中「住居手当被支給職員」とあるのは「改正条例附則第4項の職員」と読み替えるものとする。

（その他）

**第6条** この規則に定めるもののほか、改正条例附則第4項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
大津市協働を進める三者委員会の運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

#### 大津市規則第32号

大津市協働を進める三者委員会の運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市協働を進める三者委員会の運営に関する規則（平成23年規則第21号）の一部を次のように改正する。

第4条中「市民部自治協働課」を「市民部自治協働課協働のまちづくり推進室」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
大津市行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

#### 大津市規則第33号

大津市行政組織規則の一部を改正する規則

大津市行政組織規則（昭和61年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「家屋第1係 家屋第2係」を「家屋係」に、「市民スポーツ・国スポ・障スポ推進課 管理係 振興係 国スポ・障スポ推進係」を「市民スポーツ課 管理係 振興係」に、「管理係 施設係」を「利用者支援係 認可・給付係 施設係」に、「商工労働政策課 産業政策係 商業振興係 工業・新産業振興係 勤労係」を「商工労働政策課」に、「林業・水産係」を「林業・水産係 鳥獣害対策係」に、「基盤整備係」を「基盤整備係 ため池整備係」に、「未来まちづくり部」を「都市計画部」に、「まちづくり計画課」を「都市計画課」に、「都市再生課」を「都市魅力づくり推進課」に、「施設管理係 入居管理係」を「住宅政策係 管

「建設部  
地域交通政策  
広域事業課  
道路建設課  
道路・河川管  
路政課 審査

理係」に、「 路政課 路政係 用地係 審査係 境界地籍係  
道路・河川課 管理係 建設係 用地係 維持第1係 維持第2係 河川係」を

課  
建設係 用地係 計画・橋梁係  
理課 管理係 維持第1係 維持第2係 河川係  
係 用地係 路政係 境界地籍係

に改め、同条第3項中 「イノベーションラボ」を「市長公  
市長公室」

「情報システム課  
イノベーションラボ  
室」に、「人権・男女共同参画課  
女性力室」を 人権・男女共同参画課 に、「市民センター改革推進室」を「協働のまち  
女性力室  
いじめ対策推進室」

「 地域ビジネス推進室  
プレミアム付商品券発行  
観光振興課  
インバウンド・国際交流  
農林水産課  
鳥獣害対策室  
まちづくり計画課  
交通戦略室

づくり推進室」に、「文化・青少年課  
いじめ対策推進室」を 「市民スポーツ課  
国スポ・障スポ大会推進室」に、

業務室 「 地域ビジネス支援室  
観光振興課  
を M I C E 推進室 に改め、同条第4項中「又は課」を「、課又は室」に改め、「課又は」及  
廃棄物減量推進課  
施設管理室」

「産業観光部  
公設地方卸売市場（所在地：大津市瀬田大江町59  
環境部  
環境美化センター（所在地：大津市膳所上別保町  
北部クリーンセンター（所在地：大津市伊香立北  
大津クリーンセンター（所在地：大津市大石中六  
長寿政策課

び「（所在地：大津市浜大津四丁目1番1号）」を削り、

番地の1) 管理課 「市街地整備課  
堅田駅西口土地区画整理事務所（所在地：大  
大津駅西地区区画整理事務所（所在地：大津  
保健総務課

785番地の1) 処理係 処分場係 を「長寿政策課」に、  
在地町272番地) 処理係 処分場係  
丁目5番1号)

津市本堅田六丁目26番2号) を「保健総務課」に改め、「(所在地：大津市仰木の里一丁目24番2号)」を削  
市御陵町3番1号)

「 瀬田すこやか相談所（所在地：大  
施設管理室

り、「瀬田すこやか相談所(所在地:大津市大江三丁目2番1号)」を 環境美化センター 処理係 処分  
 津市大江三丁目2番1号) 北部クリーンセンター 処理係  
 衛生プラント

場係 「環境部所属  
 衛生プラント」を「健康保険部保健所所属」に、  
 処分場係 健康保険部保健所所属」

「滋賀里コミュニティセンター」を「コミュニティセンター  
 滋賀里交流センター」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次  
 に次の1項を加える。

6 大津市公設地方卸売市場条例(昭和63年条例第18号)第1条の公設地方卸売市場は産業観光部の所属とし、  
 公設地方卸売市場に管理課を置く。

第2条の2第1項中「文化・青少年課」の次に「商工労働政策課」を加え、「及びまちづくり計画課」を「  
 都市計画課、市街地整備課及び地域交通政策課」に改め、同条第2項中「前条第6項」を「前条第7項」に改め  
 る。

第3条第1項政策調整部の表企画調整課の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第17号までを  
 1号ずつ繰り上げ、第18号から第22号までを削り、第23号を第17号とし、第24号から第26号までを6号ずつ繰  
 り上げ、同部の表情報システム課システム第2系の項第4号中「情報セキュリティ対策」を「情報セキュリテ  
 ィ」に改め、同条第1項総務部の表総務課総務係の項中第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

日本赤十字社滋賀県支部との連絡調整に関すること。

第3条第1項総務部の表公共マネジメント推進課の項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。  
 建築保全業務積算システムの管理に関すること。

第3条第1項総務部の表資産税課家屋第1系の項中「家屋第1係」を「家屋係」に改め、同課家屋第2系の項  
 を削り、同条第1項市民部の表自治協働課自治協働係の項第1号中「及び協働によるまちづくりの推進」を削り、  
 同係の項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を削り、第6号を第3号とし、第7号から第  
 9号までを3号ずつ繰り上げ、同係の項第10号中「及び木戸コミュニティセンター」を削り、同号を同係の項第  
 7号とし、同係の項中第11号を削り、第12号を第8号とし、第13号を第9号とし、同係の項第14号中「市民セン  
 ター改革推進室」を「協働のまちづくり推進室」に改め、「並びに滋賀里コミュニティセンター」を削り、同号  
 を同係の項第10号とし、同課施設管理係の項第2号中「公民館( )」を「コミュニティセンター及び公民館( )」に  
 改め、同係の項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

滋賀里交流センターの管理運営に関すること。

木戸交流センターの指定管理者による管理に関すること。

第3条第1項市民部の表市民スポーツ・国スポ・障スポ推進課の項中「市民スポーツ・国スポ・障スポ推進  
 課」を「市民スポーツ課」に改め、同課管理係の項第8号中「課」の次に「及び国スポ・障スポ大会推進室」を  
 加え、同課国スポ・障スポ推進係の項を削り、同部の表戸籍住民課庶務係の項中第13号を第14号とし、第12号を  
 第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

自動車臨時運行許可に関すること。

第3条第1項市民部の表戸籍住民課登録証明係の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第10号  
 までを1号ずつ繰り上げ、同条第1項福祉子ども部の表保育幼稚園課管理係の項中「管理係」を「利用者支援  
 係」に改め、同係の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同係  
 の項の次に次のように加える。

認可・給付係	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付 の支給認定に関すること。 保育所及び幼保連携型認定こども園の設置並びに家庭的保育事業等 の認可に関すること。 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること。
--------	--

第3条第1項福祉子ども部の表保育幼稚園課施設係の項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第  
 6号を第4号とし、同部の表児童クラブ課の項第3号中「指導員」を「支援員等」に改め、同条第1項産業観光  
 部の表商工労働政策課の項を次のように改める。

商工労働政策課	産業振興に係る総合企画及び総合調整に関すること。 経済情報の調査、収集及び提供に関すること。
---------	---

	<p>商業振興に関すること。                  鉱工業の振興に関すること。                  新産業の創出促進及び振興に関すること。                  勤労者の福祉に関すること。                  雇用対策に関すること。                  就労対策に関すること。                  労働福祉関係行政機関、工業関係団体及び勤労者福祉関係団体との連絡調整に関すること。                  経済関係団体、商業関係団体及び一般財団法人大津市勤労者互助会への補助金及びこれらの団体との連絡調整に関すること。                  大規模集客施設に関すること。                  中小企業の金融対策及び経営相談に関すること。                  商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合の設立の認可等に関すること。                  中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）に基づく高度化事業計画の認定等に関すること。                  企業誘致及び事業所立地に関すること。                  工業団地等の適地対策に関すること。                  工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく特定工場の新設等の届出の受理等に関すること。                  地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づく基本計画に関すること。                  職業相談に関すること。                  企業内人権啓発の推進に関すること。</p> <p>(21) まちなか交流館、道の駅地域振興施設及び勤労福祉センターの指定管理者による管理に関すること。                  (22) 旧大津びわこ競輪場に関すること。                  (23) 共同作業場の管理運営及び指導に関すること。                  (24) 計量法（平成4年法律第51号）に基づく事務に関すること。                  (25) 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）、電気用品安全法（昭和36年法律第234号）及びガス事業法（昭和29年法律第51号）に基づく表示監視に関すること。                  (26) 部内の事務事業に係る調整及び連絡に関すること。                  (27) 公印の保管に関すること。                  (28) 課及び地域ビジネス支援室の一般庶務に関すること。</p>
--	--

第3条第1項産業観光部の表観光振興課の項第10号中「インバンウンド推進室」を「MICE推進室」に改め、同部の表農林水産課農業系の項第16号中「及び鳥獣害対策室」を削り、同課林業・水産系の項の次に次のように加える。

鳥獣害対策係	鳥獣害対策等の実施に関すること。 鳥獣の捕獲の許可に関すること。 鳥獣の飼養の許可等に関すること。 ヤマドリの販売許可に関すること。
--------	---

第3条第1項産業観光部の表田園づくり振興課田園振興係の項中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

棚田地域振興法（令和元年法律第42号）に関すること。

第3条第1項産業観光部の表田園づくり振興課田園振興係の項中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第9号までを2号ずつ繰り上げ、同課基盤整備係の項に次の1号を加える。

地すべり防止事業の実施に係る関係団体との連絡調整に関すること。

第3条第1項産業観光部の表田園づくり振興課基盤整備係の項の次に次のように加える。

ため池整備係	農業用ため池の整備に関すること。 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）に関すること。
--------	---

第3条第1項環境部の表廃棄物減量推進課指導係の項第5号を削り、同課生活排水係の項第7号を削り、同条第1項未来まちづくり部の表中「未来まちづくり部」を「都市計画部」に改め、同表まちづくり計画課の項中「まちづくり計画課」を「都市計画課」に改め、第28号を削り、第27号を第28号とし、第2号から第26号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

都市計画マスタープランに関すること。

第3条第1項都市計画部の表都市計画課の項中第29号から第36号までを削り、第37号を第29号とし、第38号を第30号とし、第39号を第31号とし、同部の表都市再生課の項中「都市再生課」を「都市魅力づくり推進課」に改め、同部の表住宅課施設管理係の項中「施設管理係」を「住宅政策係」に改め、第5号を削り、第6号を第5号とし、同部の次に次の1号を加える。

境界関係等敷地管理に関すること。

第3条第1項都市計画部の表住宅課入居管理係の項中「入居管理係」を「管理係」に改め、同係の項第6号中「境界関係等敷地管理」を削り、同号を同係の項第7号とし、同係の項第5号の次に次の1号を加える。

市営住宅の維持管理に関すること。

第3条第1項都市計画部の表開発調整課管理係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、同部の表路政課の項から建築課の項までを削り、同条第1項に次のように加える。

建設部

<p>地域交通政策課</p>	<p>地域公共交通の維持活性化に関すること。                  鉄軌道、旅客自動車等の交通機関及び関係団体との連絡調整に関すること。                  地域公共交通網形成計画の策定に関すること。                  公共交通関連施設の管理に関すること。                  バス停におけるベンチの設置に関すること。                  自転車道の整備促進に関すること。                  自転車駐車場の整備及び管理に関すること。                  放置自転車等の対策に関すること。                  バリアフリー化の促進に関すること。                  公共駐車場の指定管理者による管理に関すること。                  駐車場事業特別会計予算の編成及び執行に関すること。                  土木積算システムの保守、管理及び運用に関すること。                  建設情報の標準化及び電子納品に関すること。                  建設監理に関すること。                  滋賀県土木交通部発行の土木工事標準積算基準書図書に関すること。                  公共基準点及び街区基準点の管理に関すること。                  県営工事負担金に関すること。                  滋賀県建設業協会との連絡調整に関すること。                  部内の事務事業に係る調整及び連絡に関すること。                  公印の保管に関すること。                  (21) 課の一般庶務に関すること。</p>
<p>広域事業課</p>	<p>新名神高速道路の建設に係る関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。                  その他国・県の広域的道路事業の調整及び関係団体との連絡調整に関すること。                  大戸川ダム対策本部に関すること。                  大戸川ダム建設、大津放水路建設に係る関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。                  その他国・県の広域的河川事業の調整及び関係団体との連絡調整に関すること。                  課の一般庶務に関すること。</p>
<p>道路建設課</p>	<p>建設係</p> <p>都市計画道路及び広場の事業認可に関すること。                  都市計画道路及び広場の工事に関すること。                  道路及び橋りょうの新設及び改良の工事に関すること。</p>

	用地係	<p>都市計画道路及び広場の事業認可（建設系の分掌事務に属するものを除く。）に関する事。</p> <p>都市計画道路及び広場に係る用地取得及び当該取得に伴う補償に関する事。</p> <p>道路及び橋りょうの新設及び改良に係る用地取得並びに当該取得に伴う補償に関する事。</p> <p>課の一般庶務に関する事。</p>
	計画・橋梁係	<p>道路全般の計画に関する事。</p> <p>橋りょうの維持管理に関する事。</p> <p>橋りょうに係る災害復旧工事に関する事。</p>
道路・河川管理課	管理係	<p>市道及び法定外道路の管理に関する事。</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）及び大津市法定外道路及び普通河川等の管理に関する条例第20条第1項の規定による工事施行命令（普通河川等に係るものを除く。）に関する事。</p> <p>市街灯の新設、改修及び維持管理並びに防犯灯の維持管理に関する事。</p> <p>市道及び法定外道路に係る都市計画法第32条の規定による協議に関する事。</p> <p>私道整備補助事業に関する事。</p> <p>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に基づく災害台帳の整備保管に関する事。</p> <p>市道及び法定外道路の管理瑕疵による事故の処理に関する事。</p> <p>社会資本整備総合交付金に関する事（他課の分掌事務に属するものを除く。）。</p> <p>田上山砂防協会との連絡調整に関する事。</p> <p>課及び堅田内湖対策室の一般庶務に関する事。</p>
	維持第1係	<p>市道及び法定外道路（逢坂学区以南のものに限る。）の維持補修に関する事。</p> <p>市道及び法定外道路（逢坂学区以南のものに限る。）に係る災害復旧工事に関する事。</p> <p>交通安全施設（逢坂学区以南のものに限る。）の工事に関する事。</p> <p>公共交通機関に係る施設（逢坂学区以南のものに限る。）の維持管理に関する事。</p> <p>街路樹（逢坂学区以南のものに限る。）の維持管理に関する事。</p> <p>街路樹（逢坂学区以南のものに限る。）の整備に関する事。</p> <p>緑地台帳（逢坂学区以南のものに限る。）に関する事。</p>
	維持第2係	<p>市道及び法定外道路（長等学区以北のものに限る。）の維持補修に関する事。</p> <p>市道及び法定外道路（長等学区以北のものに限る。）に係る災害復旧工事に関する事。</p> <p>交通安全施設（長等学区以北のものに限る。）の工事に関する事。</p> <p>公共交通機関に係る施設（長等学区以北のものに限る。）の維持管理に関する事。</p> <p>街路樹（長等学区以北のものに限る。）の維持管理に関する事。</p> <p>街路樹（長等学区以北のものに限る。）の整備に関する事。</p> <p>緑地台帳（長等学区以北のものに限る。）に関する事。</p>
	河川係	<p>準用河川及び普通河川等の新設、改良及び維持補修に関する事。</p> <p>準用河川及び普通河川等に係る災害復旧工事に関する事。</p> <p>河川及び道路に係る災害復旧事業の調整に関する事。</p>

		<p>急傾斜地防災工事に関すること。</p> <p>河川台帳の整備に関すること。</p> <p>大津市港湾の管理に関する条例(平成20年条例第54号)に規定する港湾の施設の維持管理に関すること。</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に係る県及び庁内関係部局との連絡調整に関すること。</p>
路政課	審査係	<p>市道、法定外道路、準用河川及び普通河川等の占用等の許可並びに不正使用及び不正使用の排除のための査察指導に関すること。</p> <p>道路法の規定による道路管理者以外の者が行う工事、河川法(昭和39年法律第167号)に基づく準用河川の管理者以外の者が行う工事及び大津市法定外道路及び普通河川等の管理に関する条例第5条第1項の規定による工事の承認及び工事施行状況の監視に関すること。</p> <p>市道、法定外道路、準用河川及び普通河川等に係る都市計画法第32条の規定による協議及び同法第36条の規定による完了検査に関すること。</p> <p>大津市港湾の管理に関する条例に規定する港湾の使用の許可等に関すること。</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に係る県及び庁内関係部局との連絡調整に関すること。</p> <p>道路法第47条の2の規定による特殊車両通行許可に関すること。</p> <p>一級河川に係る河川法に基づく占用等の許可に関する申請の受付及び経由事務に関すること。</p>
	用地係	<p>市道、法定外道路、準用河川及び普通河川等の財産管理に関すること。</p> <p>市道、法定外道路、準用河川及び普通河川等の財産取得に関すること。</p> <p>準用河川、普通河川等及び急傾斜地防災施設の整備に係る用地処理に関すること。</p> <p>準用河川、普通河川等及び急傾斜地防災施設の用地管理に関すること。</p> <p>市道、法定外道路、準用河川及び普通河川等の敷地に係る用地紛争の処理に関すること。</p> <p>法定外道路及び普通河川等の用途廃止に関すること。</p>
	路政係	<p>市道路線の認定、変更及び廃止に関すること。</p> <p>道路台帳及び道路網図の整備保管に関すること。</p> <p>河川台帳の整備保管に関すること。</p> <p>法定外道路、準用河川及び普通河川等の台帳並びに特定図の整備保管に関すること。</p> <p>市道、法定外道路及び普通河川等に係る都市計画法第40条の規定による土地の帰属に関すること。</p> <p>公印の保管に関すること。</p> <p>課の一般庶務に関すること。</p>
	境界地籍係	<p>市道、法定外道路、準用河川及び普通河川等の境界確定に関すること。</p> <p>地籍調査に関すること。</p>
建築課	建築第1係	<p>南部地域(市道幹1042号線以南をいう。)の市有建物の建設工事及び営繕工事に係る計画、設計、現場監督及び検査に関すること。</p> <p>学校用地、住宅用地等の土地造成工事に係る設計、現場監督及び検査に関すること。</p>
	建築第2係	<p>北部地域(市道幹1042号線以北をいう。)の市有建物の建設工事及</p>

	び営繕工事に係る計画、設計、現場監督及び検査に関すること。 課の一般庶務に関すること。
機械設備係	市有建物の建設工事及び営繕工事に係る機械設備工事の計画、設計、現場監督及び検査に関すること。
電気設備係	市有建物の建設工事及び営繕工事に係る電気設備工事の計画、設計、現場監督及び検査に関すること。

第3条第2項の表健康推進課管理系の項第2号を次のように改める。

健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく受動喫煙対策の指導等に関すること。

第3条第2項の表健康推進課健康支援系の項に次の2号を加える。

受動喫煙対策の啓発に関すること。

受動喫煙防止対策推進本部に関すること。

第3条第3項の表中イノベーションラボの項を削り、市長公室の項の次に次のように加える。

イノベーションラボ	デジタルイノベーション戦略の推進に関すること。 データに基づく政策決定の推進に関すること。 スマートシティの推進に関すること。 オープンデータの利活用の推進に関すること。 室の一般庶務に関すること。
-----------	---

第3条第3項の表女性力室の項の次に次のように加える。

いじめ対策推進室	いじめ相談に関すること。 大津の子どもをいじめから守る委員会に関すること。 大津市いじめに関する重大事態再調査委員会に関すること。 いじめ防止の啓発に関すること。 室の一般庶務に関すること。
----------	---

第3条第3項の表市民センター改革推進室の項を次のように改める。

協働のまちづくり推進室	協働のまちづくりの推進に関すること。 大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例(平成23年条例第1号)に関すること。 まちづくり協議会の設立及び運営の支援に関すること。 コミュニティセンターの管理運営に関すること。 公民館の運営委託に関すること。
-------------	--

第3条第3項の表市民相談室の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

パブリックコメントに関すること。

第3条第3項の表いじめ対策推進室の項を次のように改める。

国スポ・障スポ大会推進室	国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の開催の準備に関すること。
--------------	------------------------------------

第3条第3項の表地域ビジネス推進室の項中「地域ビジネス推進室」を「地域ビジネス支援室」に改め、同表プレミアム付商品券発行業務室の項を削り、同表インバウンド・国際交流室の項中「インバウンド・国際交流室」を「MICE推進室」に改め、同室の項中第7号を削り、第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同室の項に第1号として次の1号を加える。

MICEの推進に関すること。

第3条第3項の表鳥獣害対策室の項及び交通戦略室の項を次のように改める。

施設管理室	本市の設置する一般廃棄物処理施設の統括に関すること。 一般廃棄物処理施設(本市の設置するものを除く。)の指導等に関すること。 本市の設置する一般廃棄物処理施設に係る地域との調整に関するこ
-------	---

と。  
室の一般庶務に関すること。

第3条第4項の表公設地方卸売市場の項から大津クリーンセンターの項まで、堅田駅西口土地区画整理事務所の項及び大津駅西地区区画整理事務所の項を削り、同表に次のように加える。

環境美化センター	処理係	ごみの処分に関すること。 ごみ処理施設及び付属諸施設の維持管理に関すること。 廃棄物処理手数料の徴収に関すること。 ごみの搬入の指示に関すること。 ごみの処分に係る調査統計に関すること。 環境美化センターの一般庶務に関すること。
	処分場係	最終処分場の維持管理に関すること。 廃棄物処理手数料の徴収に関すること。 ごみの搬入の指示に関すること。
北部クリーンセンター	処理係	ごみの処分に関すること。 ごみ処理施設及び付属諸施設の維持管理に関すること。 廃棄物処理手数料の徴収に関すること。 ごみの搬入の指示に関すること。 ごみの処分に係る調査統計に関すること。 北部クリーンセンターの一般庶務に関すること。
	処分場係	最終処分場の維持管理に関すること。 廃棄物処理手数料の徴収に関すること。 ごみの搬入の指示に関すること。
衛生プラント		し尿等の処理に関すること。 し尿等の処理業務に係る水質検査及び調査統計に関すること。 施設の維持管理及び電気、機械設備等の保安に関すること。 し尿等の処理業務に係る調査研究及び改善に関すること。 衛生プラントの一般庶務に関すること。

第3条第5項の表支所の項第4号中「、住宅家賃」を削り、同表支所の項中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、第21号を削り、第22号を第20号とし、第23号から第25号までを2号ずつ繰り上げ、同条第6項中「第2条第6項」を「第2条第7項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 第2条第6項に規定する公設地方卸売市場管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

公設地方卸売市場	管理課	卸売市場事業の企画及び運営に関すること。 卸売市場運営協議会に関すること。 卸売市場事業特別会計予算の編成及び執行に関すること。 使用料及び保証金に関すること。 国、県その他市場関係機関との連絡調整に関すること。 市場施設の整備に関すること。 市場施設の維持管理に関すること。 市場施設の使用の指定、許可等に関すること。 仲卸業者及び売買参加者(以下「仲卸業者等」という。)に係る許可、認可及び承継並びに卸売業者、仲卸業者等及びせり人の指導監督に関すること。 関連事業者に係る許可、認可及び指導監督に関すること。 集荷及び販路確保対策に関すること。 関係団体の指導監督に関すること。 市場統計、調査及び公表に関すること。 売買取引の立会い、検査及び事故品の判定に関すること。 各種調査及び資料の収集に関すること。 公印の保管に関すること。
----------	-----	--

市場の庶務に関すること。
--------------

**附 則**

(施行期日)

**第1条** この規則は、公布の日から施行する。

(大津市し尿処理施設の管理運営に関する規則の一部改正)

**第2条** 大津市し尿処理施設の管理運営に関する規則(昭和39年規則第19号)の一部を次のように改正する。

第6条及び第7条を削り、第8条を第6条とする。

(大津市都市公園条例施行規則の一部改正)

**第3条** 大津市都市公園条例施行規則(昭和45年規則第31号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「大津市役所未来まちづくり部公園緑地課」を「大津市役所都市計画部公園緑地課」に改める。

(大津市建築審査会の運営に関する規則の一部改正)

**第4条** 大津市建築審査会の運営に関する規則(昭和47年規則第14号)の一部を次のように改正する。

第9条中「未来まちづくり部建築指導課」を「都市計画部建築指導課」に改める。

(大津市準用河川管理規則の一部改正)

**第5条** 大津市準用河川管理規則(昭和62年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「未来まちづくり部道路・河川課」を「建設部道路・河川管理課」に改める。

(大津市開発登録簿の閲覧等に関する規則の一部改正)

**第6条** 大津市開発登録簿の閲覧等に関する規則(昭和63年規則第16号)の一部を次のように改正する。

第2条中「大津市役所未来まちづくり部開発調整課」を「大津市役所都市計画部開発調整課」に改める。

(大津市地価公示図書の閲覧の場所及び閲覧に関する規則の一部改正)

**第7条** 大津市地価公示図書の閲覧の場所及び閲覧に関する規則(平成7年規則第49号)の一部を次のように改正する。

第2条中「大津市役所未来まちづくり部まちづくり計画課」を「大津市役所都市計画部都市計画課」に改める。

(大津市財務規則の一部改正)

**第8条** 大津市財務規則(平成9年規則第73号)の一部を次のように改正する。

第57条中「未来まちづくり部道路・河川課」を「建設部道路・河川管理課」に改める。

(大津市建築基準法令の規定による処分等に関する書類の閲覧及び写しの交付に関する規則の一部改正)

**第9条** 大津市建築基準法令の規定による処分等に関する書類の閲覧及び写しの交付に関する規則(平成20年規則第80号)の一部を次のように改正する。

第3条中「大津市役所未来まちづくり部建築指導課」を「大津市役所都市計画部建築指導課」に改める。

(大津市屋外広告物条例施行規則の一部改正)

**第10条** 大津市屋外広告物条例施行規則(平成21年規則第53号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「大津市役所未来まちづくり部まちづくり計画課」を「大津市役所都市計画部都市計画課」に改める。

(大津市道路台帳等に関する書類の閲覧及び写しの交付に関する規則の一部改正)

**第11条** 大津市道路台帳等に関する書類の閲覧及び写しの交付に関する規則(平成24年規則第40号)の一部を次のように改正する。

第3条中「大津市役所未来まちづくり部路政課」を「大津市役所建設部路政課」に改める。

(大津市景観審議会規則の一部改正)

**第12条** 大津市景観審議会規則(平成25年規則第22号)の一部を次のように改正する。

第8条中「未来まちづくり部まちづくり計画課」を「都市計画部都市計画課」に改める。

(大津市スポーツ推進審議会規則の一部改正)

**第13条** 大津市スポーツ推進審議会規則(平成26年規則第55号)の一部を次のように改正する。

第7条中「市民部市民スポーツ・国スポ・障スポ推進課」を「市民部市民スポーツ課」に改める。

(大津市空家等の適正管理に関する条例施行規則の一部改正)

**第14条** 大津市空家等の適正管理に関する条例施行規則(平成28年規則第67号)の一部を次のように改正する。

第6条中「未来まちづくり部住宅課空家対策推進室長」を「都市計画部住宅課空家対策推進室長」に改める。

第7条中「未来まちづくり部住宅課空家対策推進室」を「都市計画部住宅課空家対策推進室」に改める。

(大津市都市公園等施設整備・運営事業審査委員会規則の一部改正)

**第15条** 大津市都市公園等施設整備・運営事業審査委員会規則(平成30年規則第52号)の一部を次のように改正する。

第7条中「未来まちづくり部公園緑地課」を「都市計画部公園緑地課」に改める。

大津市再生可能エネルギー等利活用推進会議設置規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

**大津市規則第34号**

大津市再生可能エネルギー等利活用推進会議設置規則の一部を改正する規則

大津市再生可能エネルギー等利活用推進会議設置規則(平成26年規則第91号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「未来まちづくり部」を「建設部」に改める。

別表第2中「施設整備課長」を「浄水施設課長」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市まち・ひと・しごと創生本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

**大津市規則第35号**

大津市まち・ひと・しごと創生本部設置規則の一部を改正する規則

大津市まち・ひと・しごと創生本部設置規則(平成27年規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「者に」を「者(当該職にある者が2人以上いるときは、それらの者のうちの1人とする。 )に」に改める。

別表第1未来まちづくり部の項を次のように改める。

都市計画部	都市計画部長	都市計画部次長
建設部	建設部長	建設部次長

別表第2中「部局」を「部局等」に、同表教育委員会事務局の項を次のように改める。

教育委員会	教育長	教育部次長
-------	-----	-------

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市人権啓発推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

**大津市規則第36号**

大津市人権啓発推進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市人権啓発推進本部設置規則(平成4年規則第53号)の一部を次のように改正する。

別表第1未来まちづくり部の項を次のように改める。

都市計画部	都市計画部長	
建設部	建設部長	

別表第2中「部局」を「部局等」に改め、同表教育委員会事務局の項及び教育機関の項を次のように改める。

教育委員会	教育部長	学校教育課長補佐 生涯学習課長補佐 生涯学習センター次長
-------	------	------------------------------------

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市男女共同参画推進委員会設置規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

#### 大津市規則第37号

大津市男女共同参画推進委員会設置規則の一部を改正する規則

大津市男女共同参画推進委員会設置規則(平成27年規則第61号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「教育次長」を「教育部長」に改める。

別表第1未来まちづくり部の項を次のように改める。

都市計画部	都市計画部次長
建設部	建設部次長

別表第2中「部局」を「部局等」に改め、同表教育委員会事務局の項を次のように改める。

教育委員会	教育部次長
-------	-------

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市行政改革推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

#### 大津市規則第38号

大津市行政改革推進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市行政改革推進本部設置規則(平成28年規則第65号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「及び未来まちづくり部長」を「、都市計画部長及び建設部長」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市公共施設マネジメント推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

#### 大津市規則第39号

大津市公共施設マネジメント推進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市公共施設マネジメント推進本部設置規則(平成27年規則第60号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「及び未来まちづくり部長」を「、都市計画部長及び建設部長」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市大戸川ダム対策本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

#### 大津市規則第40号

大津市大戸川ダム対策本部設置規則の一部を改正する規則

大津市大戸川ダム対策本部設置規則(昭和61年規則第48号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「政策調整部長」を「建設部長」に改める。

第6条中「政策調整部企画調整課」を「建設部広域事業課」に改める。

別表第1 未来まちづくり部の項を次のように改める。

都市計画部	都市計画部長	公園緑地課長
		開発調整課長
		建築指導課長
建設部	建設部長	道路建設課長
		道路・河川管理課長
		路政課長

別表第2中「部局」を「部局等」に、「下水道課長」を「下水道整備課長」に、「教育次長」を「教育部長」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員協働推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

**大津市規則第41号**

大津市職員協働推進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市職員協働推進本部設置規則(平成23年規則第62号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「者に」を「者(当該職にある者が2人以上いるときは、それらの者のうちの1人とする。)」に改める。

第10条中「市民部自治協働課」を「市民部自治協働課協働のまちづくり推進室」に改める。

別表第1 未来まちづくり部の項を次のように改める。

都市計画部	都市計画部次長	都市計画課長補佐
建設部	建設部次長	地域交通政策課長補佐

別表第2中「部局」を「部局等」に改め、同表教育委員会事務局の項を次のように改める。

教育委員会	教育部次長	教育総務課長補佐
-------	-------	----------

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市青少年対策本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

**大津市規則第42号**

大津市青少年対策本部設置規則の一部を改正する規則

大津市青少年対策本部設置規則(平成13年規則第70号)の一部を次のように改正する。

別表第1 市民部の項中「市民スポーツ・国スポ・障スポ推進課長」を「市民スポーツ課長」に改め、同表未来まちづくり部の項を次のように改める。

都市計画部	都市計画部長	都市計画課長 公園緑地課長
-------	--------	------------------

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市受動喫煙防止対策推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

**大津市規則第43号**

大津市受動喫煙防止対策推進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市受動喫煙防止対策推進本部設置規則(平成30年規則第59号)の一部を次のように改正する。

別表第1未来まちづくり部の項を次のように改める。

都市計画部	都市計画部長	都市計画課長
建設部	建設部長	地域交通政策課長

別表第2中「部局」を「部局等」に、「教育委員会事務局」を「教育委員会」に、「教育次長」を「教育部長」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市環境施策推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

**大津市規則第44号**

大津市環境施策推進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市環境施策推進本部設置規則(平成9年規則第81号)の一部を次のように改正する。

別表第1未来まちづくり部の項を次のように改める。

都市計画部	部長	都市計画課長	都市計画課長補佐
		公園緑地課長	
		建築指導課長	
建設部	部長	地域交通政策課長	地域交通政策課長補佐
		道路・河川管理課長	
		建築課長	

別表第2中「部局」を「部局等」に、「下水道課長」を「下水道整備課長」に、「教育委員会事務局」を「教育委員会」に、「教育次長」を「教育部長」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市生涯学習推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

**大津市規則第45号**

大津市生涯学習推進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市生涯学習推進本部設置規則(平成元年規則第38号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「教育委員会教育次長」を「教育部長」に改める。

別表第1未来まちづくり部の項を次のように改める。

都市計画部	都市計画部次長	都市計画課長補佐
建設部	建設部次長	地域交通政策課長補佐

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市公の施設の使用許可等の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第46号

大津市公の施設の使用許可等の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

大津市公の施設の使用許可等の事務の委任に関する規則(平成10年規則第24号)の一部を次のように改正する。

本則中第11号を第12号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第4号を削り、第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

大津市コミュニティセンター条例(令和元年条例第45号)第5条第1項に規定する会議室等の使用の許可、同条例第6条第2項ただし書に規定する会議室等の使用料の後納の決定、同条第4項に規定する使用料の減免の決定及び同条第5項ただし書に規定する使用料の還付の決定に関する事務 コミュニティセンター所長

大津市滋賀里交流センター条例(平成14年条例第51号)第4条第1項に規定する大会議室等の使用の許可、同条例第6条に規定する使用料の減免の決定及び同条例第7条ただし書に規定する使用料の還付の決定に関する事務 滋賀里交流センター所長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第47号

大津市公印規則の一部を改正する規則

大津市公印規則(昭和48年規則第51号)の一部を次のように改正する。

別表第1 職印の表滋賀県大津市長之印の項中 







 を

「 







 に改め、別表第1 職印の表大津市長之印の項中「個人番号カードの通知カード及び」を削り、別表第1 職印の表大津市未来まちづくり部長之印の項を次のように改める。

大津市都市計画部長之印	20	32	てん書	方21	1	都市計画部長名をもって発する文書用	都市計画課長
大津市建設部長之印	20の2	32の2	てん書	方21	1	建設部長名をもって発する文書用	地域交通政策課長

別表第1 職印の表滋賀里コミュニティセンター所長之印の項を次のように改める。

大津市滋賀里交流センター所長之印	22の2	34の2	てん書	方18	1	滋賀里交流センターの使用許可書その他の滋賀里交流センター所長名をもって発する文書用	滋賀里交流センター所長
大津市伊香立コミュニティ	22の3	34の3	てん書	方21	1	伊香立コミュニティセンターの使用許可書その他の伊香立コミュニティ	伊香立コミュニティ

センター所長 之印						ティセンター所長名をもって発する文書用	ンター所長
大津市山中比 叡平コミュニ ティセンター 所長之印	22の4	34の4	てん書	方21	1	山中比叡平コミュニティセンターの使用許可書その他の山中比叡平コミュニティセンター所長名をもって発する文書用	山中比叡平 コミュ ニティセン ター所長
大津市長等コ ミュニティセ ンター所長之 印	22の5	34の5	てん書	方21	1	長等コミュニティセンターの使用許可書その他の長等コミュニティセンター所長名をもって発する文書用	長等コミュ ニティセン ター所長

別表第2 職印の項第20号を次のように改める。

(20)

大 津 市 都 市 計 画 部 長 之 印
--------------------------------

別表第2 職印の項第20号の次に次の1号を加える。

(20の2)

大 津 市 建 設 部 長 之 印
-------------------------

別表第2 職印の項第22号の2を次のように改める。

(22の2)

大 津 市 滋 賀 里 交 流 セ ン タ ー 所 長 之 印
--

別表第2 職印の項第22号の2の次に次の3号を加える。

(22の3)

大 津 市 伊 香 立 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー 所 長 之 印
--

(22の4)

大 津 市 山 中 比 叡 平 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー 所 長 之 印
--

(22の5)

大 津 市 長 等 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー 所 長 之 印
--

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1 職印の表大津市長之印の項の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行する。

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則(平成24年規則第37号)の一部を次のように改正する。

別表第1 未来まちづくり部の項を次のように改める。

都市計画部	都市計画部次長
建設部	建設部次長

別表第2 未来まちづくり部の項を次のように改める。

都市計画部	都市計画部長
建設部	建設部長

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市住宅用家屋証明事務施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

**大津市規則第49号**

大津市住宅用家屋証明事務施行細則の一部を改正する規則

大津市住宅用家屋証明事務施行細則(昭和59年規則第50号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第2号様式」を「長期優良住宅普及促進法施行規則第2号様式」に、「同法」を「長期優良住宅普及促進法」に、「第7条」を「第6条第1項」に、「第3号様式による申請書の副本及び第4号様式による認定通知書」を「第4号様式による認定通知書及び長期優良住宅普及促進法施行規則第5号様式による申請書の副本」に改め、同項第2号中「別記様式第6」を「都市低炭素化促進法施行規則別記様式第6」に、「同法」を「都市低炭素化促進法」に、「別記様式第8」を「都市低炭素化促進法施行規則別記様式第8」に改め、同項第4号中「とき」を「場合にあつて」に改め、「まだ」を削り、同項第5号ただし書中「第1号」を「第3号」に、「ときは」を「ときは、」に改め、同条第3項第1号中「及び」の次に「長期優良住宅普及促進法施行規則」を加え、同項第2号中「及び」の次に「都市低炭素化促進法施行規則」を加え、同項第6号中「とき」を「場合にあつて」に改め、「まだ」を削り、同項第7号ただし書中「第1号」を「第3号」に、「ときは」を「ときは、」に改め、同条第4項第3号中「とき」を「場合にあつて」に改め、「まだ」を削り、同項第4号ア中「第24条の5第1項第1号」を「第24条の2第3項第1号」に、「第42条第1項」を「第42条第1項第2号」に改め、「登録住宅性能評価機関」の次に「又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)第17条第1項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人(以下「保険法人」という。)」を加え、同号に次のように加える。

ウ 当該家屋について交付された次のア及びイに掲げる要件に適合する既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類(当該家屋の取得の日前2年以内に締結されたものに限る。)

(7) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第19条第2号の規定に基づき、保険法人が引受けを行うものであること。

(イ) 建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋の構造耐力上主要な部分(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条第1項に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。)に瑕疵(住宅の品質確保の促進等に関する法律第2条第5項に規定する瑕疵(構造耐力に影響のないものを除く。))をいう。以下この号において同じ。)がある場合において、次のa又はbに掲げる場合の区分に応じ、それぞれa又はbに掲げる損害を填補するものであること。

a 宅地建物取引業者(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第2条第4項に規定する宅地建物取引業者をいう。以下この号及び第7号イにおいて同じ。)が売主である場合 既存住宅売買瑕疵担保責任(建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋の売買契約において、宅地建物取引業者が負うこととされている民法(明治29年法律第89号)第415条、第541条、第542条、第562条及び第563条に規定する担保の責任をいう。)を履行することによって生じた当該宅地建物取引業者の損害

b 宅地建物取引業者以外の者が売主である場合 既存住宅売買瑕疵保証責任(保証者(建築後使用さ

れたことのある住宅の用に供する家屋の構造耐力上主要な部分に瑕疵がある場合において、買主に生じた損害を填補することを保証する者をいう。以下同じ。)が負う保証の責任をいう。)を履行することによって生じた保証者の損害

第2条第4項第5号中「登記簿」を「登記記録」に改め、同項第7号中「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)第17条第1項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人(以下「保険法人」という。)」を「保険法人」に改め、同号イ中「隠れた」、「(平成12年政令第64号)」及び「(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第2条第3項に規定する宅地建物取引業者をいう。)以下同じ。)」を削り、「(明治29年法律第89号)第570条において準用する同法第566条第1項」を「第415条、第541条、第542条、第562条及び第563条」に、「填補」を「填補」に改める。

様式第1号備考第6項及び第7項中「登記簿」を「登記記録」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市住宅用家屋証明事務施行細則様式第1号により調製した用紙は、この規則の施行後においてもこれを取り繕って使用することができる。

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第50号

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の職の設置に関する規則(昭和61年規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

室長
----

を

室長
リーダー

に改め、同表税務長の項及びイノベ

ションラボマネージャーの項を削り、同表調整監の項中「技術に関する専門的な知識及び技術を必要とするものであって、」を削り、同表働き方改革監の項及び行政改革推進監の項を次のように改める。

税務長	総務部	市税に係る事務を総括し、及び市の債権の管理の適正化の推進の総括に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
-----	-----	---

第2条第1項の表技監の項及び都市計画監の項を削り、同表まちづくり連携推進監の項中「未来まちづくり部」を「都市計画部」に改め、同表まちづくり連携推進監の項の次に次のように加える。

技監	建設部	部の事務のうち技術に関する専門的な知識及び技術を必要とするものの技術面での総括を行うとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
----	-----	--

第2条第1項の表中

副参事
リーダー

を

副参事
-----

に、

技師
----

を

「

技師
会計年度任用職員事務員・技術員

に改め、同条第2項の表中

技師
----

を

技師
会計年度任用職員事務員・技術員

に改め、同

条第3項の表所長の項中「滋賀里コミュニティセンター」を「コミュニティセンター、滋賀里交流センター」に、「北部クリーンセンター、大津クリーンセンター、堅田駅西口土地区画整理事務所及び大津駅西地区区画整理

事務所」を「及び北部クリーンセンター」に改め、同表中

技師

を

技師

会計年度任用職員  
事務員・技術員

に

改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
大津市職員倫理条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

**大津市規則第51号**

大津市職員倫理条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員倫理条例施行規則(平成27年規則第63号)の一部を次のように改正する。

第3条、様式第1号及び様式第2号中「一般職員」を「職員」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
大津市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

**大津市規則第52号**

大津市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の退職管理に関する規則(平成29年規則第89号)の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「教育次長」を「教育部長」に改める。

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 再就職者が離職した日の5年前の日より前に教育次長の職に就いていた場合における改正後の第6条の規定の適用については、同条第2号中「教育部長」とあるのは、「教育部長又は教育次長」とする。

-----  
大津市職員任用規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

**大津市規則第53号**

大津市職員任用規則の一部を改正する規則

大津市職員任用規則(平成6年規則第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「法第22条第5項の規定により」を削る。

第3条中「職員」の次に「(法第22条の2第1項に規定する職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。以下同じ。)」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 会計年度任用職員の採用は、公募による採用選考に基づき行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、公募によらないことができる。

前年度に設置されていた職又は当年度に設置されている職に任用されていた者を当該職と同一の職務内容と認められる職に再度任用しようとする場合であって、その者の勤務実績等に基づき、能力の実証を行うことができる」と市長が認めるとき。

職務の内容から、公募により難しいと市長が認めるとき。

- 3 前項第1号の規定による公募によらない採用(第3号において「公募によらない再度の採用」という。)の回数は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める回数を限度とする。

定型的な業務その他市長が別に定める業務(以下「定型的業務」という。)に従事する会計年度任用職員 2回

定型的業務以外の業務に従事する会計年度任用職員 4回

職務内容を考慮し、公募によらない再度の採用が特に必要であると市長が認める会計年度任用職員 市長が別に定める回数

第7条第1項中「第3条の規定により選考」を「採用選考」に改め、「ときは」の次に「職務の内容」を加える。

第14条中「第22条第1項」を「第22条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、同項中「6月の」とあるのは「1月の」と、「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、「条件付採用期間の開始後1年を限度として」とあるのは「当該会計年度任用職員の任期の範囲内」と読み替えるものとする。

第15条中「第22条第5項」を「第22条の3第4項」に、「現に職員でない者を臨時的に任用する」を「臨時的任用を行う」に改める。

第19条第1項中「期間を」を「期間（大津市職員退職手当支給条例（昭和37年条例第7号）第7条第6項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続きした在职期間又は大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第53号）第18条第2項に規定する特定法人役職員としての在职期間（次項において「特定在职期間」という。）であって、市長が係長の職と同等と認める職に在職していた期間を含む。）を」に改め、同条第2項中「期間を」を「期間（特定在职期間であって、市長が主任の職と同等と認める職に在職していた期間を含む。）を」に改める。

第23条中「昇任試験を行う場合における昇任選考」を「昇任選考（課長補佐及び課長補佐相当職、係長及び係長相当職並びに主任の職への昇任選考に限る。第25条において同じ。）」に改める。

第25条第1号中「昇任試験」の次に「及び昇任選考」を加える。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

#### 大津市規則第54号

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年規則第23号）の一部を次のように改正する。

第8条の6第1項第1号及び第8条の12中「、第17号、第20号及び第24号」を「から第18号まで、第21号及び第25号」に改める。

第13条第1項第13号中「妊娠中」の次に「又は出産後1年以内」を加え、同項第17号を次のように改める。

職員が小学校就学前の子（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号、次号、第21号、第25号、次条第1項及び別表において同じ。）の子で同居しているものを含む。以下この号及び次号において同じ。）の看護（負傷し、又は疾病にかかった者の世話をを行うことをいう。次号において同じ。）のため又は当該子に予防接種、健康診査若しくは健康診断（次号において「予防接種等」という。）を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日又は1時間を単位として1の年において5日（小学校就学前の子が2人以上の場合にあっては、10日）

第13条第1項中第24号を第25号とし、第21号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、同項第20号中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「骨髓移植のための骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を」に改め、同項第21号とし、同項中第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、第17号の次に次の1号を加える。

職員が要介護者（条例第14条第1項に規定する要介護者をいう。以下同じ。）の介護（要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話を含む。）をするため、配偶者、父母、子（小学校就学前の子を除く。）、配偶者の父母若しくは次条第1項に規定する者（小学校就学前の配偶者の子を除く。）（以下「配偶者等」という。）の看護のため又は中学校就学の始期に達するまでの子（小学校就学前の子を除く。）に予防接種等を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日又は1時間を単位として1の年において5日（要介護者又は配偶者等（要介護者である者を除く。）が2人以上の場合にあっては、10日）

第13条第2項中「第17号」を「第18号」に、「第24号」を「第25号」に改め、同条第3項中「、第17号及び第24号」を「から第18号まで及び第25号」に改め、同条第4項中「及び第17号」を「から第18号まで」に改める。

第23条の前の見出しを「（臨時的任用職員の勤務時間等）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。次条において同じ。）」を「法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用

された職員(以下「臨時的任用職員」という。))に改め、同項を同条とする。

第24条中「臨時又は非常勤の職員」を「臨時的任用職員」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に次の各号に掲げる休暇を取得している職員は、当該各号に定める休暇を取得した職員とみなす。

改正前の大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(以下「改正前規則」という。)第13条第1項第17号の休暇(小学校就学前の子の看護のため又は予防接種、乳幼児健康診査若しくは就学時健康診断を受けさせるための休暇(以下「小学校就学前の子の看護等のための休暇」という。)に限る。)改正後の大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(以下「改正後規則」という。)第13条第1項第17号の休暇

改正前規則第13条第1項第17号の休暇(小学校就学前の子の看護等のための休暇を除く。)改正後規則第13条第1項第18号の休暇

大津市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

#### 大津市規則第55号

大津市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の育児休業等に関する規則(平成4年規則第14号)の一部を次のように改正する。

第3条(見出しを含む。)中「第2条第3号ア(ウ)」を「第2条第4号ア(ウ)」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

#### 大津市規則第56号

大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年規則第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条」の次に「、第11条第3号」を加える。

第3条中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

第5条第1項中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改める。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の前の見出しを削り、同条を第9条とし、同条の前に見出しとして「(退職派遣者の採用時における給与の取扱い)」を付し、第7条の次に次の1条を加える。

(退職派遣の対象とならない職員の特例)

第8条 条例第11条第3号に規定する規則で定める職員は、第3条に規定する者とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員の健康管理及び安全衛生に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

#### 大津市規則第57号

大津市職員の健康管理及び安全衛生に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の健康管理及び安全衛生に関する規則(昭和50年規則第8号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「まで」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))にあっては、4月1日から翌年3月31日まで)」を加え、同条第2項中「する特別休暇」の次に「(会計年度任用職員にあっては、大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年規則第27号)第9条第1項第14号に規定する特別休暇。次項において同

じ。)を加え、同条第3項中「を翌年」の次に「(任期の満了後に引き続き当該任期が満了する日の属する会計年度(以下「任期満了時の会計年度」という。)の翌会計年度に係る会計年度任用職員として任用された者にあつては、当該翌会計年度。以下同じ。)」を加え、「引続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「が治ゆ」を「が治癒」に、「治ゆ証明」を「治癒証明」に改め、同条第6項中「治ゆ」を「治癒」に改め、「同一年内」の次に「(会計年度任用職員にあつては、任期満了時の会計年度内)」を、「前年」の次に「(会計年度任用職員にあつては、任期満了時の会計年度)」を、「当該年」の次に「(会計年度任用職員にあつては、当該年度)」を加え、同条第7項中「者」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

**大津市規則第58号**

大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則(昭和32年規則第22号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第2号中「次号」の次に「及び第4号」を加え、同条に次の1号を加える。

大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年条例第21号)第5条に規定する任期付短時間勤務職員 勤務時間条例第2条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

**大津市規則第59号**

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和61年規則第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表4級の項中「館長(」の次に「小野児童館長及び」を加え、「北部子ども療育センター所長及び東部子ども療育センター所長」を「膳所ふれあいセンター所長及び北部子ども療育センター所長」に改め、「及び場長」を削り、別表第1第1項の表6級の項中「市民相談室長」の次に「、子ども家庭相談室長」を加え、「公共施設マネジメント推進課専門員に限る」を「7級に掲げられた専門員を除く」に改め、「所長(」の次に「東部子ども療育センター所長、」を加え、「、衛生プラント所長及び和邇文化センター所長に限る。)」を「及び衛生プラント所長に限る。)、館長(和邇図書館長に限る。)」に改め、「園長」の次に「、副館長、副場長」を加え、別表第1第1項の表7級の項中「、幼児教育指導監」を削り、「広報課専門員」を「開発調整課専門員」に、「富士見支所長」を「木戸支所長、長等支所長及び晴嵐支所長」に改め、「館長(4級に掲げられた館長を除く。)」及び「生涯学習センター次長、」を削り、「副館長」を「場長」に改め、別表第1第1項の表8級の項中「行政改革推進監」を「税務長」に改め、「、技監、都市計画監」を削り、「まちづくり連携推進監」の次に「、技監」を加え、「教育委員会事務局政策調整監」を「教育部次長」に改め、別表第1第1項の表9級の項中「、税務長」を削り、「教育次長」を「教育部長、館長(4級及び6級に掲げられた館長を除く。)」に改め、別表第1第2項イの表6級の項を削り、別表第1第2項ウの表4級の項中「中すこやか相談所長、膳所すこやか相談所長、南すこやか相談所長及び瀬田すこやか相談所長に限る」を「5級に掲げられた所長を除く」に改め、別表第1第2項ウの表5級の項中「4級に掲げられた所長を除く」を「堅田地域包括支援センター所長、中地域包括支援センター所長、膳所地域包括支援センター所長、瀬田地域包括支援センター所長に限る」に改める。

別表第4地方公務員、国家公務員、旧公共企業体職員、政府関係機関職員又は外国政府職員としての在職期間の項を次のように改める。

地方公務員、国家公務員、旧公共企業体職員、政府関係機関職員又は外国政府職員としての在職期間	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	100 / 100以下	
---	--------------------------	-------------	--

	その他の期間	80 / 100以下	部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は、100 / 100以下
--	--------	------------	----------------------------------

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

**大津市規則第60号**

大津市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員退職手当支給条例施行規則（昭和57年規則第56号）の一部を次のように改正する。

第8条の5第1項第1号中「第2条」を「第2条第1項」に改め、「する職員」の次に「（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）」を加える。

別表第2項の表第2号区分の項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同区分の項第4号とし、同区分の項第2号の次に次の1号を加える。

大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年条例第21号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表の6号給の給料月額を受けていたもの別表第2項の表第3号区分の項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同区分の項第5号とし、同区分の項第3号の次に次の1号を加える。

任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表の5号給の給料月額を受けていたもの別表第2項の表第4号区分の項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表の4号給の給料月額を受けていたもの別表第2項の表第5号区分の項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表の3号給の給料月額を受けていたもの別表第2項の表第6号区分の項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表の1号給又は2号給の給料月額を受けていたもの

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市一般職の職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

**大津市規則第61号**

大津市一般職の職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

大津市一般職の職員の住居手当に関する規則（昭和46年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第1項中「終る」を「終わる」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第3項を削る。

「付 則」を「附 則」に改め、附則に次の1項を加える。

（令和3年4月1日における届出の特例）

- 4 令和3年3月31日において大津市一般職の職員の給与に関する条例及び大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和元年条例第48号）附則第4項の規定による住居手当を支給されている職員であって、同年4月1日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、同日に条例第9条の4第1項に該当することとなるものについては、令和2年3月31日において支給されていた住居手当に係る第4条の規定により行われた届出（令和元年改正条例附則第4項の規定による住居手当に関する規則（令和2年規則第31号）第5条において読み替えて準用する第4条の規定による届出が行われた場合には、当該届出）を令和3年4月1日において支給されることとなる住居手当に係る同条の規定により行われた届出とみなす。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

## 大津市規則第62号

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和54年規則第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「付則第2条の4第1項」を「附則第2条の4第1項」に、「付則第3条第1項」を「附則第3条第1項」に改める。

「付 則」を「附 則」に改める。

附則第3項中「付則第2条の4第1項」を「附則第2条の4第1項」に改める。

附則第5項中「付則第2条の3」を「附則第2条の3」に、「付則第3項ただし書」を「附則第3項ただし書」に改める。

附則第6項第1号及び第2号中「付則第2条の3」を「附則第2条の3」に改める。

附則第7項中「付則第3項本文」を「附則第3項本文」に、「100分の5」を「負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病の発生が確定した日(以下「災害発生の日」という。)における法定利率」に改める。

附則第8項中「100分の5」を「災害発生の日における法定利率」に改める。

附則第9項中「付則第2条の4第3項」を「附則第2条の4第3項」に改める。

附則第10項中「付則第3項」を「附則第3項」に、「付則第2条の4第1項」を「附則第2条の4第1項」に、「付則第3条第1項」を「附則第3条第1項」に改める。

附則第12項中「付則第10項」を「附則第10項」に、「付則第3項ただし書」を「附則第3項ただし書」に改める。

附則第14項中「付則第3条第3項」を「附則第3条第3項」に改める。

附則第15項中「付則第5条」を「附則第5条」に改める。

別表第1を次のように改める。

## 別表第1(第5条の2関係)

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,981円	13,342円
20歳以上25歳未満	5,543円	13,342円
25歳以上30歳未満	6,051円	14,157円
30歳以上35歳未満	6,475円	17,104円
35歳以上40歳未満	6,783円	19,320円
40歳以上45歳未満	7,031円	21,235円
45歳以上50歳未満	7,086円	23,266円
50歳以上55歳未満	6,995円	25,503円
55歳以上60歳未満	6,543円	25,515円
60歳以上65歳未満	5,315円	20,511円
65歳以上70歳未満	3,970円	14,980円
70歳以上	3,970円	13,342円

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

-----  
大津市有車両管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

**大津市規則第63号**

大津市有車両管理規則の一部を改正する規則

大津市有車両管理規則(昭和57年規則第43号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

会計年度任用職員

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
大津市土地開発基金管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

**大津市規則第64号**

大津市土地開発基金管理規則の一部を改正する規則

大津市土地開発基金管理規則(昭和45年規則第35号)の一部を次のように改正する。

第19条第8項中「及び未来まちづくり部長」を「、都市計画部長及び建設部長」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
大津市市税規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

**大津市規則第65号**

大津市市税規則の一部を改正する規則

大津市市税規則(昭和35年規則第30号)の一部を次のように改正する。

第29条の見出し中「軽自動車税」を「軽自動車税種別割」に改め、同条中「軽自動車税の納税証明書」を「軽自動車税種別割の納税証明書」に、「第443条」を「第443条第3項ただし書」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第53条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第53条の2の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「納税通知を行った」を「前条に規定する納税通知書を交付した」に改める。

第56条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「の各号」を削り、「ものについて免除」を「軽自動車等についての種別割の免除と」に改め、同項第1号中「するもの」を「する軽自動車等であって、次のアからウまでのいずれかに該当するもの」に改め、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

「  
様式第4号及び様式第4号の4中 

25201			
-------	--	--	--

 を  
」

「  

25201	納付 番号		確認 番号
-------	----------	--	----------

 に改める。  
」

様式第4号の5中

25201			
-------	--	--	--

を

25201	納付 番号		確認 番号
-------	----------	--	----------

に、「軽

自動車税納税証明書」を「軽自動車税（種別割）納税証明書」に改め、「軽自動車税」の次に「（種別割）」を加える。

様式第5号中「調定年度」を「賦課年度」に、「課税年度」を「対象年度」に、「宛名コード」を「宛名番号」に改める。

様式第9号中「あて先」を「宛先」に、「かかる」を「係る」に、「のうえ」を「の上」に、「宛名コード」を「宛名番号」に改める。

様式第12号、様式第16号、様式第17号及び様式第19号中「宛名コード」を「宛名番号」に、「調定年度」を「賦課年度」に、「課税年度」を「対象年度」に、「期別（連番）」を「期別」に改める。

様式第20号中「宛名コード」を「宛名番号」に、「調定年度」を「賦課年度」に、「課税年度」を「対象年度」に、「期別（連番）」を「期別」に、「あて」を「宛て」に改める。

様式第21号、様式第22号、様式第25号及び様式第27号から様式第30号までの規定中「調定年度」を「賦課年度」に、「課税年度」を「対象年度」に、「期別連番」を「期別」に改める。

様式第31号中「第15条の7」を「第15条の7第1項」に、「宛名コード」を「宛名番号」に、「調定年度」を「賦課年度」に、「課税年度」を「対象年度」に、「期別（連番）」を「期別」に改める。

様式第32号、様式第33号、様式第35号及び様式第36号中「宛名コード」を「宛名番号」に、「調定年度」を「賦課年度」に、「課税年度」を「対象年度」に、「期別（連番）」を「期別」に改める。

様式第38号及び様式第39号中「あて先」を「宛先」に、「宛名コード」を「宛名番号」に、「調定年度」を「賦課年度」に、「課税年度」を「対象年度」に、「期別（連番）」を「期別」に改める。

様式第44号から様式45号の2までの規定中「宛名コード」を「宛名番号」に、「調定年度」を「賦課年度」に、「課税年度」を「対象年度」に、「期別（連番）」を「期別」に改める。

様式第46号から様式第48号までの規定中「宛名コード」を「宛名番号」に改める。

様式第49号中「あて先」を「宛先」に、「わたくし」を「私」に、「宛名コード」を「宛名番号」に、「調定年度」を「賦課年度」に、「課税年度」を「対象年度」に、「期別（連番）」を「期別」に改める。

様式第51号の2の4中「公的年金収入金額」を「公的年金等収入金額」に改め、「この用紙は複製防止用紙又は複写防止の処理が施されています。公印は黒色の電子公印を使用しています。」を削る。

様式第51号の5中「軽自動車税納税証明書」を「軽自動車税（種別割）納税証明書」に改め、「軽自動車税」の次に「（種別割）」を加える。

様式第51号の6中「軽自動車税納税証明書」を「軽自動車税（種別割）納税証明書」に改め、「軽自動車税」の次に「（種別割）」を加え、「この用紙は複製防止用紙又は複写防止の処理が施されています。公印は黒色の電子公印を使用しています。」を削る。

様式第52号（第1葉）中

25201			
-------	--	--	--

を

25201	納付 番号		確認 番号
-------	----------	--	----------

に

改める。

様式第63号中「公的年金支払いの際に、支払者が徴収します」を「公的年金から差し引かれます」に、「させていただきます」を「します」に、「給与支払いの際に、支払者が徴収します」を「給与から差し引かれます」に、「公的年金収入金額」を「公的年金等収入金額」に、「寡婦（夫）・勤労学生・障害者」を「障害者・寡婦

（夫）・勤労学生」に、

お問合せ先	課税内容に関すること	納付相談に関すること
	市民税課 TEL 077-528-2722 FAX 077-524-4944	収納課 TEL 077-528-2729 FAX 077-523-1409

お問合せの際は、下記番号をお伝えください。

宛名番号	
------	--

を

お問合せの際は、下記番号をお伝えください。

宛名番号	
------	--

に改める。

様式第65号中

金融機関名		本支店名	
預貯金種別		口座番号	

を

口座名義人		振替区分	
-------	--	------	--

金融機関名		本支店名	
預貯金種別		口座番号	
口座名義人		振替区分	

「一括」は、第1期納期限(6月30日(土日祝の場合は、翌営業日))にのみ引落しできます。「一括」以外は、今年度のみ「期別」での引落としとなります。

に、「公的年金支

払いの際に、支払者が徴収します」を「公的年金から差し引かれます」に、「給与支払いの際に、支払者が徴収します」を「給与から差し引かれます」に、「公的年金収入金額」を「公的年金等収入金額」に、「寡婦(夫)・勤労学生・障害者」を「障害者・寡婦(夫)・勤労学生」に、

お問合せ先

課税内容に関すること

市民税課 TEL(077)528-2722  
FAX(077)524-4944

納付相談に関すること

収納課 TEL(077)528-2729  
FAX(077)523-1409

お問合せの際は、下記番号をお伝えください。

宛名番号	
------	--

を

お問合せの際は、下記番号をお伝えください。

宛名番号	
------	--

に改める。

様式第73号から様式第74号までの規定中「宛名コード」を「宛名番号」に改める。

様式第81号中「軽自動車税納税通知書」を「軽自動車税(種別割)納税通知書」に改め、

お問合せ先

大津市役所 市民税課  
TEL 077-528-2707

を削る。

様式第81号の2中「軽自動車納税通知書」を「軽自動車税(種別割)納税通知書」に改め、「軽自動車税」の次に「(種別割)」を加え、「第442条の2及び第445条」を「第443条及び第463条の16」に改める。

様式第82号中「軽自動車税 更正通知書」を「軽自動車税(種別割)更正通知書」に改める。

様式第84号を次のように改める。

様式第84号(第54条関係)

原動機付自転車・小型特殊自動車試乗標識交付(再交付)申請書

年 月 日

(宛先) 大津市長

(申請者) 住所(所在地) \_\_\_\_\_  
 氏名(名称) \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

原動機付自転車・小型特殊自動車の販売、修理による試乗に際して、大津市市税条例を遵守の上使用致したいので、試乗標識の交付(再交付)を申請します。

試乗標識番号	交付及び返納年月日	使用期間	備考
	交付 年 月 日 返納 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	

様式第88号中「軽自動車税減免申請書」を「軽自動車税(種別割)減免申請書」に改め、「軽自動車税」の次

に「(種別割)」を加え、

住所(所在地)
氏名(名称)

を

住 所
氏 名

に、「日生」を「日」に、

「

障害の程度		級
-------	--	---

を

障害の程度		
-------	--	--

に、

「自動車検査証」を「自動車検査証等」に、「生活保護証明書」を「生活保護受給証明書」に、「(現年度減免の場合のみ)」を「その他」に改める。

様式第99号中「あて先」を「宛先」に、「住(居)所」を「住所」に、「算出量」を「産出量」に改め、同様式備考中第2項を削り、第3項を第2項とする。

様式第106号の2(表面)中「あて先」を「宛先」に、  
 「特別徴収義務者」住所氏名(名称)を

「特別徴収義務者」住所(所在地)に改め、「次のあてはまるところを でかこんでください。 を削る。  
 料理旅館 健保寮」  
 氏名(名称) 」

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第51号の2の4の改正規定は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の大津市市税規則様式第9号、様式第21号、様式第29号、様式第29号の2、様式第38号、様式第39号、様式第49号、様式第84号、様式第88号、様式第99号及び様式第106号の2の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においてもこれを取り繕って使用することができる。

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。  
 令和2年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第66号

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則(昭和40年規則第35号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第8条第3項を削る。

第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。  
 (予定価格等の公表)

第12条 入札により締結しようとする契約が工事の請負又は業務の委託に関するものであるときは、前条の規定による落札者への通知後、直ちに予定価格及び最低制限価格(施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けた場合に限る。)を公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、大津市役所総務部契約検査課において一般の縦覧に供する方法により行う。

第16条の2を削り、第16条の3を第16条の2とする。

第17条中「から第9条まで及び第11条」を削る。

第29条中「年2.7パーセント」を「年2.6パーセント」に改める。

第31条を次のように改める。

(目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間)

第31条 契約の相手方は、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を引き渡したときは、その引渡し後1年間その不適合に係る責任を負うものとする。ただし、契約においてその期間を伸縮することができる。第33条を次のように改める。

(契約の解除)

第33条 契約の履行について不正な行為があったときは、直ちに契約を解除することができる。

2 前項に定めるもののほか、契約の解除については、民法に定めるところによるものとする。

第37条第1項中「年2.7パーセント」を「年2.6パーセント」に改める。

様式第3号物品売買契約書第2条中「年2.7パーセント」を「年2.6パーセント」に改め、同契約書第5条の見出しを「(目的物の種類又は品質に関する担保責任)」に改め、同条中「に係る瑕疵」を「の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないこと」に改める。

様式第4号中「年2.7パーセント」を「年2.6パーセント」に改め、同様式契約の解除並びに違約金及び賠償金に関する条項第1条中「するときは、」の次に「直ちに」を加え、同条第1号中「この契約を」を「履行の催告をしたにもかかわらずこの契約を」に改め、同条項第2条中「ときは、」の次に「直ちに」を加え、同条第1号中「。以下「独占禁止法」という。」を削り、同条項第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、売払人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

様式第4号契約の解除並びに違約金及び賠償金に関する条項第3条第1項第2号中「売払人の責めに帰すべき事由によって」を削り、同条項第4条の見出しを削り、同条を同条項第5条とし、同条項第3条の次に次の見出し及び1条を加える。

(損害賠償責任)

**第4条** 売払人は、この契約の履行に関して買受人に損害を与えたとき、又はこの契約に定める義務を履行しないために買受人に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。この場合においても、売払人は、延滞金及び前条第1項の規定による違約金の支払を免れない。

2 売払人は、この契約の履行に関して第三者に損害を与えたときは、直ちにその第三者に対してその損害を賠償しなければならないものとし、買受人は、その第三者に対して損害賠償の責めを負わないものとする。

様式第5号工事請負契約書第1条第5項中「定める」の次に「催告、」を加え、同契約書第4条の2第2項中「第4項」を「第5項」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 受注者が第1項第2号から第4号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第47条の2第3項各号に掲げる者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

様式第5号工事請負契約書第4条の3第1項中「瑕疵担保特約」を「引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容及に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)である場合において当該契約不適合を保証する特約」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定により受注者が付す保証は、第47条の2第3項各号に掲げる者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

様式第5号工事請負契約書第5条に次の2項を加える。

3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明した場合は、発注者は、特段の理由があるときを除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を得た場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、また、その用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

様式第5号工事請負契約書第9条第5項中「請求」を「催告、請求」に、「おいては」を「おいて」に改め、同契約書第12条第1項中「あっては」を「あっては、」に改め、同契約書第15条第4項中「第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵」を「種類、品質又は数量に関しこの契約の内容及に適合しないこと(第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。)など」に改め、同条第10項中「き損」を「毀損」に改め、同契約書第20条第1項中「とき」を「ときは」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(著しく短い工期の禁止)

**第20条の2** 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

様式第5号工事請負契約書第22条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同契約書第26条第2項中「処置」を「措置」に改め、同契約書第29条第1項中「越える」を「超える」に、「損害を」を「損害が」に改め、同契約書第30条第1項中「第22条まで」を「第20条まで、第21条、第22条」に改め、同契約書第32条第3項中「越える」を「超える」に、「越えた」を「超えた」に改め、同契約書第34条の2第10項中「年2.7パーセント」を「年2.6パーセント」に改め、同契約書第40条第2項中「維持し」を「維持し、」に改め、同契約書第41条及び第42条を次のように改める。

(契約不適合責任)

**第41条** 発注者は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

履行の追完が不能であるとき。

受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

**第42条** 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条から第42条の4までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

様式第5号工事請負契約書第42条の次に次の4条を加える。

(発注者の催告による解除権)

**第42条の2** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時ににおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。

第10条第1項第2号に規定する者を設置しなかったとき。

正当な理由なく、第41条第1項の履行の追完がなされないとき。

前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

**第42条の3** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

引き渡された工事目的物が契約不適合である場合において、当該契約不適合が工事目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約をした目的を達成することができないものであるとき。

受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。

契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないうでその時期を経過したとき。

前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

発注者の信用を著しく失墜させる行為をしたと認められるとき。

暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

第44条又は第45条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約の履行に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの契約の履行に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。

**第42条の4** 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条第1項若しくは第2項（同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第7条の2第1項（同条第2項及び同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。

受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

**第42条の5** 発注者の責めに帰すべき事由により第42条の2各号、第42条の3各号又は前条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、前3条の規定による契約の解除をすることができない。

様式第5号工事請負契約書第43条第1項中「次条第1項各号」を「第42条の2各号又は第42条の3各号」に改め、同条第2項第3号中「瑕疵担保債務」を「契約不適合を保証する債務」に、「の瑕疵」を「が契約不適合である場合における当該契約不適合」に改め、同契約書第44条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（受注者の催告による解除権）

**第44条** 受注者は、発注者がこの契約に違反した場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

様式第5号工事請負契約書第44条の2から第45条の2までを削り、同契約書第46条の見出し中「受注者の」の次に「催告によらない」を加え、同条第1項中「、この」を「、直ちにこの」に改め、同項第3号及び同条第2項を削り、同条を同契約書第45条とし、同条の次に次の1条を加える。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

**第46条** 受注者の責めに帰すべき事由により第44条又は前条各号のいずれかに該当するときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

様式第5号工事請負契約書第46条の2を削り、同契約書第47条第1項中「契約が」の次に「工事の完成前に」を加え、同条第2項中「規定」を「場合」に改め、同条第3項中「第44条、第44条の2又は第45条の2第2項」を「第42条の2から第42条の4まで」に、「にあってはその」を「、又は次条第3項に規定するときにおいてはその」に、「年2.7パーセント」を「年2.6パーセント」に、「第45条又は第46条」を「第42条第1項、第44条又は第45条」に、「あっては、」を「あっては」に改め、同条第4項及び第5項中「契約が」の次に「工事の完成前に」を加え、「き損」を「毀損」に改め、同条第6項中「契約が」の次に「工事の完成前に」を加え、同条第8項中「第44条、第44条の2又は第45条の2第2項」を「第42条の2から第42条の4まで」に、「は発注者」を「、又は次条第3項に規定するときには発注者」に、「第45条又は第46条」を「第42条第1項、第44条又は第45条」に改め、同条に次の1項を加える。

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して定める。

様式第5号工事請負契約書第47条の次に次の4条を加える。

（発注者の損害賠償請求等）

**第47条の2** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

工期内に工事を完成することができないとき。

工事目的物が契約不適合であるとき。

第42条の2又は第42条の3の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害の賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第42条の2又は第42条の3の規定により、工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除したときは、前項第2号に該当するときとみなす。

受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定

により選任された再生債務者等

- 4 この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由により第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当するとき(前項の規定により第2項第2号に該当するときとみなされる場合を除く。)は、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 第2項各号のいずれかに該当する場合(第42条の3第10号又は第12号に該当することにより、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の2の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(賠償の予約等)

**第47条の3** 受注者は、この契約に関し、第42条の4各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、請負代金額の10分の2に該当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- 3 受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、当該共同企業体の構成員であった全ての者に対して第1項の規定による賠償金を請求することができる。この場合においては、当該構成員であった者は、発注者に対して連帯して賠償金の支払の義務を負う。

(受注者の損害賠償請求等)

**第47条の4** 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由により当該各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

第44条又は第45条の規定によりこの契約が解除されたとき。

前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第32条第2項(第38条第1項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

**第47条の5** 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第31条第4項又は第5項(第38条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合であることを理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等が契約不適合である場合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠その他の当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合に係る責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合であることを知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については、適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際にその工事目的物が契約不適合であることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその工事目的物が契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条に定める部分が契約不適合(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)である場合に

ついて請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

- 10 引き渡された工事目的物が契約不適合である場合において、当該契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図が不適合であることを知りながらこれを報告しなかったときは、この限りでない。

様式第6号及び様式第7号中「年2.7パーセント」を「年2.6パーセント」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項及び第8条第3項を削る改正規定、第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条を第11条とし、同条の次に1条を加える改正規定、第16条の2を削り、第16条の3を第16条の2とする改正規定及び第17条の改正規定は、令和2年6月1日から施行する。

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

#### 大津市規則第67号

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

- 第1条** 大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則(平成21年規則第91号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「第27条第1項」を「第61条第1項」に、「第29条第2項」を「第63条第2項」に改め、同条第9号中「第32条第1項」を「第66条第1項」に改める。

第30条第26号を次のように改める。

- (26) 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第152号。以下この号において「経過措置政令」という。)第3条第2項及び第5項の規定によりその例によることとされる動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第39号)第1条の規定による改正後の法第26条第1項(経過措置政令第3条第3項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定による特定動物の飼養及び保管の許可に関すること。

第30条中第27号を削り、第28号を第27号とし、第29号から第36号までを1号ずつ繰り上げる。

- 第2条** 大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を次のように改正する。

第30条第3号中「及び第14条第4項」を「、第14条第4項及び第19条第2項」に改め、同条第7号中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同条中第11号を削り、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

法第21条の5第2項の規定による動物に関する届出の受理に関すること。

第30条中第35号を第46号とし、第27号から第34号までを11号ずつ繰り下げ、第26号を削り、第25号を第32号とし、同号の次に次の5号を加える。

- (33) 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第39号。以下この条において「改正法」という。)附則第4条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第1条の規定による改正前の法(以下この条において「旧法」という。)第28条第1項の規定による特定動物飼養者に係る変更の許可に関すること。

- (34) 改正法附則第4条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第28条第3項の規定による特定動物飼養者に係る変更の届出の受理に関すること。

- (35) 改正法附則第4条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第29条の規定による特定動物飼養者の許可の取消しに関すること。

- (36) 改正法附則第4条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第32条の規定による措置命令に関すること。

- (37) 改正法附則第4条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第33条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。

第30条中第18号から第24号までを7号ずつ繰り下げ、同条第17号中「から第3項まで」を削り、「勧告及び措置命令」を「指導及び助言」に改め、同号を同条第22号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (23) 法第25条第4項の規定による措置命令に関すること。

- (24) 法第25条第5項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。

第30条第16号中「変更」を「変更等」に改め、同号を同条第21号とし、同条第15号中「第24条の2」を「第24条の2の2」に改め、同号を同条第20号とし、同条第14号中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同号を同条第17号とし、同号の次に次の2号を加える。

法第24条の2第1項及び第2項の規定による勧告及び措置命令に関すること。

法第24条の2第3項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。

第30条第13号を削り、同条第12号中「第22条の6第3項」を「第22条の6」に改め、同号を同条第13号とし、同号の次に次の3号を加える。

法第23条第1項(法第24条の4第1項において準用する場合を含む。)及び第2項の規定による勧告に関すること。

法第23条第3項(法第24条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定による公表に関すること。

法第23条第4項(法第24条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定による措置命令に関すること。

第30条第11号の次に次の1号を加える。

法第22条第4項の規定による動物取扱責任者研修の実施の委託に関すること。

**附 則**

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年6月1日から施行する。

-----

大津市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

**大津市規則第68号**

大津市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

大津市食品衛生法施行細則(平成21年規則第26号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「鮭 鯖」を「さけ さば」に、「ごま」を「ごま アーモンド」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市母子保健法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

**大津市規則第69号**

大津市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

大津市母子保健法施行細則(平成21年規則第78号)の一部を次のように改正する。

別表C1の項からD14の項までを次のように改める。

C	当該年度分の市町村民税が均等割の額のみ世帯(A階層に該当するものを除く。)		5,400円	540円
D 1	当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当するもの(A階層からC階層までに該当するものを除く。)	15,000円以下	7,900円	790円
D 2		15,001円から21,000円まで	10,800円	1,080円
D 3		21,001円から51,000円まで	16,200円	1,620円
D 4		51,001円から87,000円まで	22,400円	2,240円
D 5		87,001円から171,300円まで	34,800円	3,480円
D 6		171,301円から252,100円まで	49,400円	4,940円
D 7		252,101円から342,100円まで	65,000円	6,500円
D 8		342,101円から450,100円まで	82,400円	8,240円
D 9		450,101円から579,000円まで	102,000円	10,200円
D 10		579,001円から700,900円まで	123,400円	12,340円

D 11	700,901円から849,000円まで	147,000円	14,700円
D 12	849,001円から1,041,000円まで	172,500円	17,250円
D 13	1,041,001円から1,222,500円まで	199,900円	19,990円
D 14	1,222,501円から1,423,500円まで	229,400円	22,940円
D 15	1,423,501円以上	支弁した費用の全額	支弁した費用の全額に10分の1を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。ただし、その額が26,300円に満たないときは、26,300円とする。

別表備考第3項を次のように改める。

3 所得割の額を算定する場合には、児童等及びその児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

別表備考第5項中「又は山林所得金額(以下「総所得金額等」という。)」を「及び山林所得金額の合計額」に改め、「とし、所得税の額を算定する場合には、総所得金額等から、同項第1号ア又は第2号に該当する場合にあっては270,000円を、同項第1号イに該当する場合にあっては350,000円を控除するもの」を削る。

様式第4号中「所得税額」を「所得割の額」に改める。

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の療育医療の給付に係る費用の徴収について適用し、同日前の療育医療の給付に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

-----

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

**大津市規則第70号**

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則(平成11年規則第64号)の一部を次のように改正する。

別表第1第70号の2中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市コミュニティセンターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

**大津市規則第71号**

大津市コミュニティセンターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市コミュニティセンターの管理運営に関する規則(令和2年規則第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第2項中「市長」を「所長」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市木戸コミュニティセンターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

**大津市規則第72号**

大津市木戸コミュニティセンターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市木戸コミュニティセンターの管理運営に関する規則(平成17年規則第126号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大津市木戸交流センターの管理運営に関する規則

第1条中「大津市木戸コミュニティセンター条例」を「大津市木戸交流センター条例」に、「大津市木戸コミュニティセンター」を「大津市木戸交流センター」に改める。

第2条ただし書中「ただし、」の次に「市長及び」を加え、「市長と協議して、休館日に開館」を「その協議により、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館」に改め、同条第3号を次のように改める。

12月29日から翌年1月3日まで

第3条ただし書中「ただし、」の次に「市長及び」を加え、「市長と協議して、」を「その協議により、臨時に」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市滋賀里コミュニティセンターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

**大津市規則第73号**

大津市滋賀里コミュニティセンターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市滋賀里コミュニティセンターの管理運営に関する規則(平成15年規則第15号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

大津市滋賀里交流センターの管理運営に関する規則

第1条中「大津市滋賀里コミュニティセンター条例」を「大津市滋賀里交流センター条例」に、「大津市滋賀里コミュニティセンター(以下「コミュニティセンター」を「大津市滋賀里交流センター(以下「センター」に改める。

第2条中「コミュニティセンター」を「センター」に改める。

第3条中「コミュニティセンターの入館者」を「センターの入館者」に改め、同条第1号中「コミュニティセンター」を「センター」に、「き損」を「毀損」に改める。

第4条第1項中「大津市滋賀里コミュニティセンター使用許可申請書」を「大津市滋賀里交流センター使用許可申請書」に改め、同条第2項中「うえ」を「上」に、「大津市滋賀里コミュニティセンター使用許可書」を「大津市滋賀里交流センター使用許可書」に改める。

第5条第2項中「大津市滋賀里コミュニティセンター使用料減免申請書」を「大津市滋賀里交流センター使用料減免申請書」に改める。

様式第1号中「大津市滋賀里コミュニティセンター使用許可申請書」を「大津市滋賀里交流センター使用許可申請書」に、「滋賀里コミュニティセンター所長 様」を「(宛先) 滋賀里交流センター所長」に、「大津市滋賀里コミュニティセンターを」を「大津市滋賀里交流センターを」に、「大津市滋賀里コミュニティセンター条例」を「大津市滋賀里交流センター条例」に改める。

様式第2号中「大津市滋賀里コミュニティセンター使用許可書」を「大津市滋賀里交流センター使用許可書」に、「大津市滋賀里コミュニティセンター」を「大津市滋賀里交流センター」に、「滋賀里コミュニティセンター所長」を「滋賀里交流センター所長」に、「コミュニティセンター及び」を「センター及び」に改める。

様式第3号中「大津市滋賀里コミュニティセンター使用料減免申請書」を「大津市滋賀里交流センター使用料減免申請書」に、「滋賀里コミュニティセンター所長 様」を「(宛先) 滋賀里交流センター所長」に、「大津市滋賀里コミュニティセンターの使用料」を「大津市滋賀里交流センターの使用料」に、「大津市滋賀里コミュニテ

イセンターの管理運営に関する規則」を「大津市滋賀里交流センターの管理運営に関する規則」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市滋賀里コミュニティセンターの管理運営に関する規則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市営霊園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第74号

大津市営霊園条例施行規則の一部を改正する規則

大津市営霊園条例施行規則(平成6年規則第18号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 保証人の管理料の納付の保証に係る極度額は、使用許可時における管理料の3年分に相当する金額とする。様式第1号中「あて先」を「宛先」に、

「

保 証 人	住 所	〒 - 電話 ( ) 番	を
	(フリガナ) 氏 名		

」

「

保 証 人	住 所 〒 -	電話 ( ) 番	に、
	(フリガナ) 氏 名		
管理料に係る極度額		金 円	

」

「大津市営霊園条例の」を「大津市営霊園条例第11条及び第14条から第17条までの」に改め、「使用者に代わり」を削る。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に、

「

保 証 人	旧	住 所	を
		氏 名	
	新	住 所	
		〒 - 電話 ( ) 番	
(フリガナ) 氏 名	(使用者との続柄・関係 )		

」

保 証 人	旧	住 所
		氏 名
	新	住 所 〒 - 電話 ( ) 番
		(フリガナ) 氏 名 (使用者との続柄・関係)
管理料に係る極度額		金 円

に、

「大津市営霊園条例の」を「大津市営霊園条例第11条及び第14条から第17条までの」に改め、「使用者に代わり」を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

**大津市規則第75号**

大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則(平成10年規則第18号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

人権・男女共同参画課

第10条第2項に次の1号を加える。

学校教育課特別支援教育室

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

**大津市規則第76号**

道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則(平成10年規則第20号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

人権・男女共同参画課

第9条第2項に次の1号を加える。

学校教育課特別支援教育室

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第77号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和63年規則第43号)の一部を次のように改正する。

第14条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「入居者の」を「入居者が負う」に、「入居に関し、」を「利用から生じる一切の債務に関し、極度額の範囲で」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 連帯保証人の保証に係る極度額は、入居時(条例第12条の規定により承継の承認を得た入居者の場合は、承継時)における近傍同種の住宅の家賃(地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅にあっては、別表第2に定める家賃)の12か月分に相当する金額とする。

第38条中「第51条第1項」を「第54条第1項」に改める。

第39条第1項中「第51条第3項」を「第54条第2項」に改める。

様式第6号(表)中「上記の者」を「上記の入居者」に、「違反したときは、」を「基づき、当該」に、「家賃その他の債務」を「市営住宅の利用から生じる一切の債務」に、「債務」を「当該債務」に、

「

連帯保証人	住所	生年月日		を
	氏名	職業又は勤務先		
	電話	入居者との続柄		

」

「

連帯保証人	住所	生年月日		に
	氏名	職業又は勤務先		
	電話	入居者との続柄		
極度額	金 円			

」

改め、同様式(表)(注)第3項を削り、同様式(裏)遵守事項中第12項を第13項とし、第11項の次に次の1項を加える。

12 住宅明渡時の畳の表替え及び襖の張替えは入居者が行うこと。

様式第8号中「(あて先)」を「(宛先)」に、「違反したときは、入居者」を「基づき、上記申請者」に、「家賃その他の債務」を「市営住宅の利用から生じる一切の債務」に、「債務」を「当該債務」に、

「

連帯保証人	住所	生年月日		を
	氏名	職業又は勤務先		
	電話	入居者との続柄		

」

「

連帯保証人	住所	生年月日		に
	氏名	職業又は勤務先		
	電話	入居者との続柄		
極度額	金 円			

」

改め、同様式(注)を次のように改める。

(注) 連帯保証人は、市内に住所を有する者であること。

様式第15号中

「

(フリガナ) 氏 名	続柄	生年月日	所得金額	個人番号(マイナンバー)	備考

を

」

(フリガナ) 氏 名	続柄	生年月日	所得金額	個人番号(マイナンバー) 1	同意 2	備考

に

1 前年までに個人番号を提出済みの方は、「\*」が印字されています。個人番号が未提出の場合は空欄です。

2 既に提出している個人番号による所得の確認に同意する場合は、同意欄の 2 の中にレ印をつけてください。

改める。

様式第27号及び様式第28号中

「

お問い合わせ先 大津市御陵町3番1号 大津市役所未来まちづくり部住宅課 電話 077 523-1234
---

を削

」

る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第78号

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成24年規則第150号)の一部を次のように改正する。

第4条中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条第3項中「入居者の」を「入居者が負う」に、「入居に関し、」を「利用から生じる一切の債務に関し、極度額の範囲で」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 連帯保証人の保証に係る極度額は、入居時(条例第9条において読み替えて準用する大津市営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和63年条例第25号。以下「市営住宅条例」という。)第12条の規定により承継の承認を得た入居者の場合は、承継時)における契約家賃の額の12か月分に相当する金額とする。

第5条第1項中「大津市営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和63年条例第25号。以下「市営住宅条例」という。)」を「市営住宅条例」に改める。

第6条中「第50条、第51条第1項、第2項及び第5項、第52条並びに第53条」を「第53条、第54条第1項及び第4項、第55条並びに第56条」に改め、同条の表第14条の2第2項の項中「第50条」を「第53条」に改め、同表第20条の2から第23条まで及び第24条第1項の項中「及び第24条第1項」を「、第24条第1項及び第35条第1項」に改め、同表第35条第1項の項を削り、同表第50条第1項の項中「第50条第1項」を「第53条第1項」に改め、同表第51条第1項の項中「第51条第1項」を「第54条第1項」に改め、同表第51条第2項の項を削り、同表第51条第5項の項中「第51条第5項」を「第54条第4項」に改め、同表第52条第1項の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、同表第52条第2項の項中「第52条第2項」を「第55条第2項」に改める。

第7条の表第38条の項中「第51条第1項」を「第54条第1項」に改める。

様式第2号(表)中「上記の者」を「上記の入居者」に、「違反したときは、」を「基づき、当該」に、「家賃その他の債務」を「都市再生住宅の利用から生じる一切の債務」に、

「

連帯保証人	住所	生年月日	
	氏名	職業又は勤務先	
	電話番号	入居者との続柄	

を

」

「

連帯保証人	住所	生年月日	
	氏名	職業又は勤務先	
	電話番号	入居者との続柄	
極度額	金	円	

に

」

改める。

様式第4号中「違反したときは、入居者」を「基づき、当該申請者」に、「家賃その他の債務」を「都市再生住宅の利用から生じる一切の債務」に、

「

連帯保証人	住所	生年月日	
	氏名	職業又は勤務先	
	電話	入居者との続柄	

を

連帯保証人	住所	生年月日	
	氏名	職業又は勤務先	
	電話	入居者との続柄	
極 度 額	金 円		

改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**正 誤**

令和2年3月19日付け号外第20号

頁	箇所	誤	正
1	上から18行目	同項第17号及び同項第19号の	第17号及び第19号に掲げる

令和2年3月31日付け号外第30号の2

頁	箇所	誤	正
1	上から8行目	27	26
1	上から13行目	大津市規則第27号	大津市規則第26号